

コンテンツビジネス改革の ロードマップ 2005

2005 年 12 月

知的財産戦略推進事務局

目 次

はじめに-----	1
1．業界の近代化・合理化を支援する-----	4
2．コンテンツの制作・投資等を促進する-----	20
3．人材育成を強化し、顕彰を充実する-----	31
4．コンテンツ流通大国に向けた改革を進める-----	56
5．海外展開を拡大する-----	117
6．ライブエンターテインメントを振興する-----	132
7．コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する-----	137
8．改革のロードマップを実現する-----	148
9．コンテンツ促進法を的確に運用する-----	149

はじめに

（我が国コンテンツビジネスを取り巻く状況）

- 映画、音楽、アニメ、ゲーム等我国のコンテンツは、世界的に高い評価を受けているが、これまでは、共通した理念の下に関係者が一致団結して、その振興に取り組んできたとは言えなかった。
- こうしたこともあり、コンテンツビジネスの規模は13兆円に上るが、対GDP比でみると2.3%であり、これは国際平均の3.3%にも及んでいない状況となっている。
- しかし、コンテンツビジネスは規模が大きく、関連する産業が幅広いことから、我が国経済の牽引役として期待されるばかりでなく、いわゆる「ソフトパワー」として海外における我が国のイメージ向上に大きな役割を果たすものであり、国家戦略を考える上で重要な分野である。

（コンテンツ専門調査会の検討）

- このような認識の下、知的財産戦略本部では、2003年7月、関係各方面の有識者により構成されるコンテンツ専門調査会を置き、コンテンツビジネス振興に係る課題に関する調査・検討を行った。
- コンテンツ専門調査会は、コンテンツビジネス振興に係る課題について、参考人からの意見聴取も含めた5回にわたる検討のほか、一般からの意見募集等を重ねて、2004年4月には、「コンテンツビジネス振興政策」をとりまとめている。
- コンテンツビジネス振興政策では、業界の近代化・合理化の支援など3つの目標と10の改革を示すとともに、今後3年間を集中的に施策を実施する「集中改革期間」として設定し、そのためのロードマップを作成する旨を提言している。

（知的財産推進計画2004）

- これを踏まえ、知的財産戦略本部では、2004年5月に決定した「知的財産推進計画2004」において、コンテンツビジネス振興施策で示されたコンテンツビジネスの改革のために必要な事項を施策として反映させるとともに、今後3年間の改革を実効あるものとするため、改革に向けたロードマップを作成する旨等を定めている。

- これを受けて、２００４年１２月、知的財産戦略推進事務局は、関係する民間機関及び関係府省の協力を得て、知的財産推進計画２００４第４章に定めるコンテンツ関連施策について、２００６年度末までの取組をさらに具体化する「コンテンツビジネスの改革のロードマップ（以下、「ロードマップ２００４」）」を整理した。

（「ロードマップ」の評価）

- この「ロードマップ」は、３年間の集中改革期間の１年目として、改革の実施に向けたコンテンツ関連施策を記載したものであるが、民間、政府とも、ロードマップに従い、コンテンツビジネスの改革に向け、具体的な取組を進めてきたことが示された。

知的財産推進計画は、その年度の成果や情勢の変化に機敏に対応するため、民間企業で広く行われているローリングプラン方式を採用しているが、ロードマップによって、その内容をさらに具体化し、公表することにより、民間、政府の責務の明確化のため、大きな効果があった。

- 集中改革期間の１年目の主な成果としては、まず、コンテンツ促進法の成立、施行が挙げられる。さらに、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの結成、映像産業振興機構の設立など、民間における取組が大きく進んでいる。また、コンテンツ分野における下請代金支払遅延等防止法に基づく調査の開始や東京国際映画祭の抜本的強化など、政府の取組も着実に進展した。

（知的財産推進計画２００５）

- 知的財産推進計画２００４、「ロードマップ」等に基づき、関係する民間機関及び関係府省で行われた取組を踏まえ、知的財産戦略本部は、本年６月に「知的財産推進計画２００５」を決定した。

そこでは、２００６年度末までの「集中改革期間」における改革を実効あるものとするため、関係府省の取組の促進を図るとともに、「ロードマップ」の改訂を行う旨等を定めている。

- これを受けて、本年１２月、知的財産戦略推進事務局は、関係する民間機関及び関係府省の協力を得て、知的財産推進計画２００５第４章に定めるコンテンツ関連施策について、「ロードマップ」を改訂し、「コンテンツビジネスの改革のロードマップ２００５（以下、「ロードマップ２００５」）」を整理した。

（「ロードマップ2005」策定の方針）

- 知的財産推進計画2005第4章 において定められたコンテンツ関連施策は、93項目に上った。「ロードマップ2005」では、これらの各項目について、これまでに行った取組実績について記載するとともに、3年間の集中改革期間の2年目として、改革を推進するため、今後取組むべき施策について、さらに前向きな取組みをすべく記載したところである。
- 「ロードマップ2005」においては、民間、政府とも、取組んできた実績の記載を多くしている。これは、取組が進展したもの、進展が遅いものを明らかにするものである。なかでも、民間における取組実績は幅広く記載しており、コンテンツビジネスにおいて重要な位置を占める民間において、取組が進んだことが示されている。

（ロードマップの実施）

- 関係する民間機関等及び関係府省は、引き続き、ロードマップに沿って、一致団結して、2006年度末までの集中改革期間において、先送りすることなく積極的に改革に取り組むことが求められる。

（ロードマップの見直し）

- 我が国の知的財産を取り巻く環境は絶えず変化しており、このため、ロードマップは不断に見直されるべきものである。特に、この分野は技術革新が急激であり、社会経済の動向を踏まえ、様々な可能性に対し柔軟かつ迅速に対応していくことが適切であり、また、それが必要である。
- 今般、推進計画2005の決定によりコンテンツ関連施策の追加・拡充等を行ったため、これらに関して2006年度末までの取組をさらに具体化するものであるロードマップについても見直しを行ったところであるが、今後、さらに推進計画の見直しが行われた場合には、ロードマップについても当然見直すべきものである。
- 知的財産戦略推進本部にあっては、関係する民間機関等及び関係府省の取組の促進を図るとともに、目標の達成状況について毎年度点検を行う。

（期間終了後における施策の評価）

- 集中改革期間の終了時においては、知的財産戦略本部は、ロードマップを参照し、各施策の達成状況について評価し、コンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けて、官民一体となった更なる取組の展開に資するものとする。

分野	1．業界の近代化・合理化を支援する (1) 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	) 漫画家・アニメーター等の個人コンテンツ創作者と出版社・アニメ制作会社などの間の契約について、関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を2005年度も引き続き奨励・支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本書籍出版協会において、著作者と出版社との書面による出版契約の割合を高めるため、従来発行している「出版契約書(一般用)」ひな型に加え、「著作物利用許諾契約書」ひな型の制定に向けて検討、公表の準備を行った。 ・ 民間事業者において、漫画家や作家等の著作者と出版契約を必ず締結するよう各編集部に働きかけ、漫画家とほぼ100%締結したほか、出版物の貸与権では、自社から出版した漫画家の多くと貸与権管理委託契約を締結し、有限責任中間法人出版物貸与権管理センターが一元管理できるよう再委託した。 (政府) ・ コンテンツ制作者と流通事業者間の契約形態の実態把握について、経済産業省の取組に協力した。(文部科学省) ・ コンテンツ制作者と流通事業者間の契約形態の実態把握について、関係者にヒアリング、調査等を実施。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本書籍出版協会において、「著作物利用許諾契約書」ひな型を公表し、従来の「出版契約書(一般用)」ひな型に加え、書面による出版契約の締結を促進する。 ・ 民間事業者は、漫画家等のコンテンツ創作者と流通事業者などの間の契約について、引き続き関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向け努力する。	

（政府）

- ・ 必要に応じ、経済産業省の取組に協力する。（文部科学省）
- ・ 必要に応じ、関係省庁と連携し、ヒアリングを踏まえ、検討する。（経済産業省）

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （１）契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	）放送番組については、２００５年度も引き続き、放送事業者の策定した制作委託取引に関する自主基準の遵守徹底を促進するとともに、「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを促すことにより、制作体制の公正性や透明性をより一層高めるための自主的な取組を奨励し、番組制作費用の契約及び管理の徹底に向けた関係者の取組を促進、奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） - 放送事業者において、「番組制作発注に関する自主基準」、「放送番組の制作委託に係る契約見本」を策定し、制作体制の公正性や透明性の確保に努めた。 （政府）「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催し、今後の放送番組制作委託における関係者の参考となり、かつ、放送番組制作委託に係る諸手続きの公正性・透明性をより一層高めることを目的とした、「放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）」を２００４年３月に取りまとめ、公表。２００５年度上半期は、各放送事業者が、２００５年３月に策定又は改訂し、公表を行った自主基準の運用状況等についてのフォローアップ等を実施した。（総務省） ２００５年度以降 （民間） - 放送事業者は、制作委託に関する自主基準を遵守するとともに、制作体制の公正性や透明性をより一層高めるべく、引き続き自主的な取組に努める。 （政府） - 引き続き、放送事業者の策定した制作委託に関する自主基準の遵守状況等のフォローアップ等を行うことにより、放送番組制作委託に係る諸手続きの公	

正性・透明性をより一層高めるための自主的な取組を奨励する。(総務省)

分野	1．業界の近代化・合理化を支援する (1) 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	) 著作権の所在を明確にし、様々な二次利用に対応した多様な契約形態慣行が定着するよう、「アニメモデル契約」について、その活用状況や先進的な海外の契約例の調査等を踏まえ、2005年度中に、必要に応じ措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、自社が著作権を管理するコンテンツのアニメ化許諾契約においては、アニメ製作者に映像著作権が帰属することを明記し、海外も含めた番組販売・ビデオ化・商品化等の二次利用についてもあらかじめ許諾したほか、ハリウッドでの実写映画化では、オプション契約を締結した。 (政府) ・ 様々な二次利用に対応した多様な契約形態慣行の定着を目的として、内外の契約実態を調査するため、事業者等にヒアリング等調査を実施。「コンテンツ産業における契約モデルのあり方に関する調査研究」報告書を作成。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本動画協会等はアニメモデル契約の活用状況等を調査する。 ・ 民間事業者は様々な二次利用に対応した契約を推進する。 (政府) ・ 必要に応じ、更なる検討を行う。(経済産業省)	

分野	1．業界の近代化・合理化を支援する (1) 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	映画興行について、2005年度中に、制作者が成果に応じた配分を得ることができるような取引関係の構築に向けた関係者の取組のほか、入場者数の明確化や興行収入等の透明化に向けた取組を促進、奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、劇場からの精度の高い明確な興行収入の報告を促進するために、年間約500劇場に対して動員数確認のための調査を行った。また、劇場招待券の利用者などの報告を義務付け、一層の動員報告の透明性を高めるための施策を検討した。 ・ 民間事業者において、直営劇場に発券システムを導入し、入場者数、興行収入を明確にし、週単位で映画配給会社に報告、また月単位で業界通信社に入場者数、興行収入の情報を開示した。 (政府) ・ 関係者に対し、簡易POS型発券業務管理システムの導入に関する内部検討を実施。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 民間事業者は、国の支援を得つつPOSシステム導入を進め、入場者数の明確化や興行収入等の透明化に向けた取組をさらに推進する。 (政府) ・ POSシステムの導入をしていない事業者に対してシステム導入を奨励するとともに、入場者数や興行収入等のデータの合計値が公表できるよう、関係団体等と検討を行う。(経済産業省)	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （１）契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	）映画、音楽配信、アニメ、ゲームソフトなどのコンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行などについて、２００５年度中に実態を調査し、公表する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） ・ 日本経済団体連合会において、中古ゲームソフト問題打合会を開催し、中古ゲームソフト問題に関する論点整理をとりまとめた。 （政府） ・ 関係者のヒアリングを実施。（経済産業省） ２００５年度以降 （民間） ・ 民間関係団体は、映画、音楽配信、アニメ、ゲームソフトなどのコンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行に関する政府の調査に協力する。 ・ 日本経済団体連合会は、中古ゲームソフトの流通問題について、関係者間の対話を促し、双方の合意形成を支援する。 （政府） ・ ヒアリングをふまえ、更なる検討を行う。（経済産業省）	

分野	1. 業界の近代化・合理化を支援する (1) 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励、支援する
政策項目	上記)～)については、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」等の法律家との協力も得ながら取り組むよう奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - 民間事業者において、日米における日常業務の中で、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」等エンターテインメント・ロイヤーと関係を構築した。 (政府) 「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」に参加している法律実務家の参加を得て「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催し、放送番組制作体制の公正性や透明性を一層高めるための検討を実施した。(総務省) - エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの立ち上げに当たり後援を行った。(文部科学省、経済産業省) 2005年度以降 (民間) - 民間関係団体は、上記)～v)について、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」等の法律家の協力も得ながら取り組む。 (政府) - 放送番組制作体制の公正性・透明性の一層の向上に向けた検討における協力を継続するとともに、必要に応じて、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク等の取組に対する協力を行う。(総務省) - エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク等からの要望があった場合	

には、適切に対応する。（文部科学省）

- ・ 関係団体等における取組について、適切に協力する。（経済産業省）

分野	1．業界の近代化・合理化を支援する (2) 独占禁止法等を厳正に運用する
政策項目	) 2005年度も引き続き、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の普及啓発・相談対応の充実を図るとともに、コンテンツ制作に係る下請取引を行う事業者に対して下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査を実施する等、両法に違反する行為に対して、両法を厳正かつ迅速に運用する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、下請代金支払遅延等防止法についてエンターテインメント・コンテンツ産業部会にて説明した。 ・ 民間事業者において、下請法対応の契約ひな型を作成し、コンテンツ制作を依頼する社内関係部署に周知し、その利用を促し、支払の伴う取引には書面による契約を締結することを社内決裁条件として、契約締結を一層促進した。 (政府) ・ 下請代金支払遅延等防止法に係る事業者等(コンテンツ制作に携わるものを含む)からの相談に適切に対応するとともに、下請代金支払遅延等防止法の改正により新たに対象となったコンテンツ等の情報成果物作成分野における親事業者約 5,400 社及びその下請事業者約 24,000 社を対象に 2004 年度の書面調査を実施し、当該書面調査結果等に基づき、事件処理を行うことによって、順次改善措置(2004 年度警告措置 488 件)を講じさせている。また、2005 年度上期においては、親事業者約 2,700 社(親事業者調査 5 月 31 日調査票発送)及び下請事業者約 10,000 社(下請事業者調査 8 月 22 日調査票発送)に対し、書面調査を実施。(公正取引委員会) ・ 下請代金支払遅延等防止法について、講習会を実施したほか、2004 年 11 月にコンテンツビジネスの事業者等(親事業者約 22,700 社及び関係事業者団体約 600 団体の内数)に対し通達を发出し、同法の遵守を徹底するよう要請した。 ・ また、同法に基づきコンテンツビジネスの親事業者(約 2 万件の内数)に対	

し書面調査を行い、この結果を踏まえ、違反の疑いのある事業者に対し、法令遵守に係る文書を発出することにより、その徹底を図るとともに、立入検査等の所要の措置を実施中。併せて、下請代金支払遅延等防止法についての講習会への参加を要請した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会及び民間関係団体において、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の普及啓発に努め、政府の活動に協力する。

（政府）

- ・ 関係事業者への下請代金支払遅延等防止法の周知という観点から、コンテンツ制作分野における下請法解説資料を作成するとともに、引き続き、コンテンツ等の情報成果物作成委託に関する書面調査を実施し、違反行為に対して厳正に対処することにより、下請取引の公正化を図る。（公正取引委員会）
- ・ 下請代金支払遅延等防止法について、講習会等により同法の内容を周知徹底するとともに、同法に違反する事業者に対して厳正に対処することとしている。（経済産業省）

分野	1．業界の近代化・合理化を支援する (2) 独占禁止法等を厳正に運用する
政策項目	) コンテンツ業界における独占禁止法違反を迅速に発見するため、2005年度も引き続き、必要な審査専門官の確保など知的財産タスクフォースの体制を整備することにより、公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、独占禁止法についてエンターテインメント・コンテンツ産業部会にて説明した。 (政府) ・ 知的財産権分野における事案について、法的措置3件及び警告1件を行い、迅速かつ厳正に対処した。(公正取引委員会) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会及び民間関係団体は、独占禁止法遵守に向け、政府の活動に適宜協力する。 (政府) ・ 知的財産タスクフォースを整備することにより、公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。(公正取引委員会)	

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する (３)弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する
政策項目	２００５年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用ＣＤ等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> (民間) ・ 日本書籍出版協会において、年２回、ネット謝恩価格本フェアを実施し、定価の５０％での販売を行い、参加出版社は８２社に上った(第５回)。 ・ 日本レコード協会及び民間事業者において、時限再販期間の６ヶ月への短縮に積極的に取り組んだ結果、２００４年度末における再販期間６ヶ月のＣＤ出荷数量割合は、邦楽アルバム８２％、同シングル９２％、洋楽アルバム９８％、同シングル１００％に達した。 ・ 民間事業者において、謝恩価格本や非再販本の常設店が設置された。 ・ 民間事業者において、再販対象商品と非対象商品のセット商品(ＣＤとＤＶＤ、書籍とＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ等)の販売展開(なお、公正取引委員会の指摘に従い、再販対象商品と非対象商品とのセット販売については再販契約の対象としないこととし、非対象商品としての価格表示に改めた。)を行った。 (政府) ・ 関係業界における著作物再販制度の弾力化の取組等、著作物の流通についての意見交換を行うため「著作物再販協議会」(第３回～第５回)を開催し、非再販商品の発行・流通の拡大及び価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請した。 ・ また、著作権法改正によって２００５年１月から導入された音楽レコードの還流防止措置が、国内市場における競争や消費者利益に与える影響について意見交換を行い、今後の競争政策に資することを目的とする、「音楽用ＣＤ等の流通に関する懇談会」を開催(第１回２００４年９月７日、第２回２００５年９月２８日)した。(公正取引委員会)	

- ・ 関係団体との意見交換を実施した。(文部科学省)
- ・ 関係団体との間で、再販制度の運用状況、輸出取組などについて意見交換を実施した。(経済産業省)

2005年度以降

(民間)

- ・ 民間事業者は、書籍・雑誌・音楽用CD等における再販制度の弾力的運用に向けて価格設定の多様化などに引き続き努める。

(政府)

- ・ 引き続き関係業界における再販制度の更なる弾力運用を奨励する。(公正取引委員会)
- ・ 必要に応じ、関係団体との意見交換を実施する。(文部科学省)
- ・ 改正著作権法の施行を踏まえ、適時関係団体と意見交換を実施する。(経済産業省)

分野	１．業界の近代化・合理化を支援する （４）統計資料を整備する
政策項目	我が国のコンテンツの市場規模等について、諸外国とより精密に比較できるような統計資料の収集体制を整備し、２００５年度中に、コンテンツに関する統計資料を取りまとめ、公表する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） - デジタルコンテンツ協会において、日本のコンテンツ産業及びデジタルコンテンツの市場規模や動向、各国（日本・アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・台湾）のコンテンツ市場比較等の調査研究を行った。 - 日本レコード協会において、ＩＦＰＩ（国際レコード産業連盟）と連動して急成長を遂げる音楽配信事業の産業統計作りに着手。６月から四半期単位で実績を公表した。 （政府） ２００３年に、モバイルコンテンツ産業市場規模に関する調査検討を行った。この調査検討結果及び関係者の調査検討結果をもとに、モバイルコンテンツ産業の市場規模を平成１７年度版情報通信白書において公表した。（総務省） - 各国で使われている統計資料につきデータや定義を調査した。（経済産業省） ２００５年度以降 （民間） - 民間関係団体は、コンテンツに関する統計の整備に努めるとともに、必要な情報を政府に提供する。 （政府） ２００５年も引き続きモバイルコンテンツ産業に関する市場規模について調査検討を行い、その結果を公表する。（総務省）	

- ・ 関係団体と連携し、我が国のデジタルコンテンツ市場の規模等、コンテンツに関する統計資料をまとめる。（経済産業省）

分野	２．コンテンツの制作・投資等を促進する （１）「完成保証制度」を充実させる
政策項目	金融機関等による資金調達スキームを活用するため、「完成保証制度」などの環境整備について、２００５年度中に、関係金融機関等に働きかけるとともにその運用に伴って顕在化する問題点等について検証を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （政府） ・ 完成保証制度に関する関係省庁の検討を踏まえ、日本政策投資銀行の融資制度として２００４年度より創設された「知的財産有効活用支援事業」の活用を促進した。（総務省） ・ 知的財産有効活用支援事業の積極的な活用を促進した。（文部科学省） ・ 関係者と意見交換を実施した。（経済産業省） ２００５年度以降 （民間） ・ 日本経済団体連合会は関係団体と協力し、映画完成保証制度の運用実績を把握するとともに、運用上の問題点等について検討する。 （政府） ・ 引き続き、知的財産有効活用支援事業の活用を促進する。（総務省） ・ 必要に応じ、所要の措置を講ずる。（財務省） ・ 引き続き、知的財産有効活用支援事業の積極的な活用を促進する。（文部科学省） ・ 完成保証付きのファンド立ち上げに向け、引き続き意見交換、協力を実施する。（経済産業省）	

分野	２．コンテンツの制作・投資等を促進する （２）ファンドによる資金調達に対する投資を促進する
政策項目	映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、ファンド組成における情報開示を進め、商品ファンド法を活用した資金調達が一層活発化し、必要な投資家保護措置等が講じられるよう、２００５年度も引き続き検討を行うとともに、投資サービス法についての金融審議会における審議の中での検討等を踏まえ、必要に応じ制度の見直し・整備を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） ・ 民間事業者において、新たに日本初で金融機関からのノンリコースローンを用いたＳＰＣ（特別目的会社）方式によるアニメ製作を複数作品で実施した。 （政府） ・ ２００４年度においては、２００４年３月に実施したファンド組成に係る人的構成要件の緩和について、商品ファンド法を活用した資金調達が一層進展するよう、その効果について評価を行うとともに、制度の見直しについて検討を行い、２００５年度上期においては、映画等の制作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、ファンド組成における情報開示を進め、商品ファンド法を活用した資金調達が一層活発化し、必要な投資家保護措置等が講じられるよう、引き続き検討を行った。（金融庁、経済産業省） ・ 投資サービス法については、金融審議会において「中間整理」が取りまとめられた（２００５年７月７日）。その後、１０月５日に金融審議会が再開され、中間整理を踏まえ、法制化に向けた審議が進められているところ。（金融庁） ・ 商品ファンドも含め、我が国に存在する様々なファンドを横断的に取り上げ、その発展に向けた環境整備等について検討するため、「経済成長に向けたファンドの役割と発展に関する研究会」が設置された。（経済産業省） ２００５年度以降 （民間）	

- ・ 日本経済団体連合会は、商品ファンド法を活用した資金調達の活用に向け、金融審議会の検討状況を踏まえつつ、必要に応じて制度の課題を整理し、政府における検討の材料として提供する。

（政府）

- ・ 引き続き検討を行うとともに、今後の投資サービス法についての金融審議会における審議の中での検討等を踏まえ、必要に応じ制度の見直し・整備を行う。（金融庁）
- ・ 引き続き検討を行うとともに、経済成長に向けたファンドの役割と発展に関する研究会における検討等を踏まえ、必要に応じ制度の見直し・整備を行う。（経済産業省）

分野	2 . コンテンツの制作・投資等を促進する (3) コンテンツに対する評価手法を確立する
政策項目	）映画等のコンテンツの制作・投資を促進するため、諸外国の制度も参照しつつ、コンテンツに対する評価手法の確立やディスクロージャー（公開手法）方法の体系化などについて、2005年度に普及啓発を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） ・ 知的財産権投資協議会（ＦＣＣ協議会）において、価値評価の手法、リスク評価の手法、事例、今後の展開を明らかにした。 （政府） ・ 2004年度事業として、弁護士、公認会計士、金融関係者、映像製作関係者等からなる「コンテンツ評価・ビジネスモデルに関する調査研究会」を2004年6月に設置し、映像コンテンツの評価手法について調査研究を実施した。（文部科学省） ・ ＦＣＣ協議会において、「ディスクロージャーガイドライン」を検討、作成した。（経済産業省） 2005年度以降 （民間） ・ ＦＣＣ協議会において、コンテンツに対する評価手法やディスクロージャー（公開手法）方法に関する報告書を踏まえ、その普及・啓蒙に努める。 （政府） ・ 2005年7月、映像コンテンツビジネス関係者や金融関係者等を対象としたシンポジウムを開催した。（文部科学省） ・ 「ディスクロージャーガイドライン」の存在をＰＲ、更なる普及啓発を行う。（経済産業省）	

分野	２．コンテンツの制作・投資等を促進する （３）コンテンツに対する評価手法を確立する
政策項目	）２００５年度から、音楽に係る著作権、著作隣接権の資産評価手法の確立と資金調達システムを構築する場合における問題点を整理することにより、既存の音楽著作権等を活用した新たなビジネスモデルの創出を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （政府） ・ ２００５年度事業として、弁護士、金融関係者、作詞家、音楽出版関係者等からなる「音楽著作権等の資産評価手法と当該著作権を用いた資金調達に関する調査研究会」を２００５年７月に設置し、音楽を中心とした著作権、著作隣接権の資産評価手法、当該著作権等を用いた資金調達システムの構築に関する調査研究を開始した。（文部科学省） ２００５年度以降 （民間） ・ ＦＣＣ協議会や民間事業者は、音楽に係る著作権、著作隣接権の資産評価手法の確立と資金調達システムを構築する場合における問題点を整理する。 （政府） ・ 引き続き上記調査研究を実施する。（文部科学省）	

分野	2 . コンテンツの制作・投資等を促進する (4) コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを付与する
政策項目	コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブについて、2 0 0 5 年度中に検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、コンテンツ製作設備に係る I T 投資促進税制の拡充、ソフトウェア資産に係る減価償却制度の見直し、延長などを提言した。 (政府) ・ 民間等の検討状況を踏まえ、コンテンツの制作・投資等を促進するための 2 0 0 4 年度税制改正要望等について検討を行い、「地上放送施設デジタル化促進税制」における放送番組制作事業者への税制支援措置を延長し、その活動を促進した。(総務省) ・ 魅力ある日本映画・映像の創造等を図る「日本映画・映像」振興プラン等を推進した。(文部科学省) ・ 2 0 0 4 年から実施の「知的財産有効活用事業」の第 1 号案件が立ち上がった。 ・ 2 0 0 5 年から、「新産業創出・活性化事業」、「I T 活用促進資金」といった低利融資制度をコンテンツ分野に拡充した。(経済産業省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会はコンテンツの資金調達・制作・処分・流通・提供の実態に即したコンテンツ産業支援のために必要な税制改正要望をとりまとめ、政府における検討材料を提供し、要望の実現に向けた説明等を積極的に実施する。	

（政府）

- ・ 引き続き、「地上放送施設デジタル化促進税制」により、放送番組制作事業者への税制支援を行う（総務省）
- ・ 引き続き、魅力ある日本映画・映像の創造等を図る「日本映画・映像」振興プラン等を推進する。（文部科学省）
- ・ 上記実績を踏まえつつ、引き続き次年度も制度を継続できるよう要求を行う。（経済産業省）

分野	2. コンテンツの制作・投資等を促進する (5) フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する
政策項目	映像制作のロケーションについての手続が円滑に進むよう、フィルムコミッションの要望も踏まえ特区制度も活用しつつ、2005年度も引き続き、地域における大規模ロケーション施設や撮影所等の保有や活用の在り方について検討を行い、全国の関係行政機関等に対し、映像制作及び道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働きかけを行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、セミナー・委員会の開催、各種規制の緩和のための取組など、全国で活動するフィルムコミッションを支援する事業を行った。 ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、8カ国22団体が参加したアジア・フィルムコミッション・ネットワーク(AFCNet)の設立に参加した。 ・ 民間事業者において、各地のフィルムコミッションと密接な関係を保ち、ロケハン等に積極的かつ広範な協力を得た。 (政府) ・ フィルムコミッションの行う各地でのロケーション誘致への取組を支援するため、都市再開発との連携の在り方や望ましい撮影環境について調査研究を実施した。(文部科学省) ・ 映像制作者がロケーションをスムーズに実施できるような環境づくりを模索するため、地方自治体、関係団体及び地元企業等を含めた「ロケ応援団」を支援した。 ・ コンテンツを用いた地域活性化について、今後ロケーション受入を地域振興に繋がたいと考える地域にとってのモデルを構築するため、地域でコンテンツを利用した地域振興事業を実施した。(経済産業省) ・ フィルムコミッション等地域関係者と映像制作関係者との間で、支援に関する情報交換を行う場を提供。	

- ・ 国土交通省は、フィルムツーリズムの振興を図るため、映像制作者とロケ地が情報交換等を行う「旅フェア２００４－メディア懇談会」及び「旅フェア２００５－メディア懇談会」(２００５年４月)を主催する日本観光協会を通じて支援。(国土交通省)
- ・ 映画ロケーション等に関する道路使用許可については、都道府県に対して２００４年３月１８日付けで通達を発出し、地域活性化に資する映画ロケーション等に伴う道路使用許可の許可申請にあたり、実施主体からの事前相談に対し適切な助言・情報提供等を行うとともに、実施主体と地域住民や道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるなど、道路上における映画のロケーション等が円滑に実現するよう支援しているところである。なお、２００４年中においては、全国で約１万６千件の映画ロケーション等に対して道路使用を許可している。(警察庁)

２００５年度以降

(民間)

- ・ 映像産業振興機構や日本映画製作者連盟は、映像制作のロケーションの円滑化に向け関係地方自治体やフィルムコミッションと連携するほか、必要に応じて関係方面への働きかけを行う。

(政府)

- ・ 引き続き、フィルムコミッションの行う各地でのロケーション誘致への取組を支援するため、都市再開発との連携の在り方や望ましい撮影環境について調査研究を実施する。(文部科学省)
- ・ ２００５年１０月の第１８回東京国際映画祭において、地域振興事業の中間報告を行い、全国から集まる製作者等に地域でのロケーション受入に関する取組状況について広く情報を提供、意見交換を行った。また、地域におけるコンテンツを利用した本事業の成果を、今後、ロケーション受入を地域振興に繋がたいと考える地域にとってのモデルとして広く情報を提供・活用する。(経済産業省)
- ・ 上記「旅フェア」を主催する日本観光協会を通じて引き続き支援。(国土交通省)

- ・ 引き続き、都道府県警察に対して、道路上における映画ロケーション等が円滑に実現されるため、通達の趣旨にそった運用に配慮するよう指導していくこととしている。（警察庁）

分野	2 . コンテンツの制作・投資等を促進する (5) フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する
政策項目	) 日本映画の創造活動を活性化させるとともに、地域文化の振興に資するため、2 0 0 5 年度も引き続き、各地のフィルムコミッションが持っているロケーションに必要な情報をインターネット上に集約してデータベースを構築する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 全国フィルム・コミッション連絡協議会において、全国のフィルムコミッションを網羅した「フィルムコミッション・データベース」構築のために、F C - D B 研究会を発足させ、基本仕様などの検討を行い、文化庁に報告書を提出した。 (政府) ・ フィルムコミッションの行う各地でのロケーション誘致への取組を支援するため、全国の野外撮影地に関する情報データベースの構築に向けた調査研究を実施した。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 全国フィルムコミッション連絡協議会は、データベースの構築に引き続き協力する。 (政府) ・ 引き続き、フィルムコミッションの行う各地でのロケーション誘致への取組を支援するため、全国の野外撮影地に関する情報データベースの構築を進める。(文部科学省)	

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (1) プロデューサーや創作者等を育成する
政策項目	2005年度も引き続き、「コンテンツ人材」の育成に向けて、専門職大学院(法科大学院を含む)その他大学における自主的取組(組織の設置などを含む)への支援を一層充実するとともに、当該機関に対し、海外の人材育成機関との提携を推奨するほか、大学と産業界の連携・協力の促進など、大学における教育の充実のための環境整備を行う。また、コンテンツに関わりの深い専門職大学院等においても、その自立的な活動を促進するため、教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - 映像産業振興機構において、アンケート調査を行い、「バランスよく様々な職能を理解する能力」がプロデューサーに必要なことや、法律系、マーケティング系、財務系の職能に長けた人的資源の不足があることを見出した。 - 映像産業振興機構において、インターンシップ事業を展開した。 - 民間団体、民間事業者において、インターンシップの受け入れ等取組に協力した。 - コンピュータエンターテインメント協会において、CEDEC (CESA DEVELOPERS CONFERENCE)を開催し、米国などからクリエイターを招聘し講演を行った。 - 映画製作者連盟において、文化庁支援「映画スタッフ育成事業」に参加し、映職連を窓口に関係団体等を中心に製作会社、大学等の教育機関と連携し、撮影スタッフの制作現場における実践的な実習を進めた。 - 民間事業者において、「デジタルアートフェスティバル東京2004」の協賛企業として参画し、内外のクリエイター作品、アイディアの商品化を検討した。 - 民間事業者において、学生作品の民生活用化を目的とした「第1回GATE (DIGITAMAグランプリ)」に参加し、作品の審査などに当たった。 - 民間事業者において、コンテンツプロデューサー・ディレクターの育成を目的とした大学院、4年生大学が設置された - 民間事業者において、日本と世界を繋ぐ映像プロデューサーの育成を目的とした研修を実施した。	

- ・ 民間事業者において、アニメーション学校の授業内容を強化し、一段のパワーアップを図るため、立地の変更、より高度なカリキュラムへの変更を計画、準備を行った。
- ・ 民間事業者において、専門学校等と提携し、社内のプロデューサーやクリエイターを派遣し、教育機関における人材育成の支援を行った。

（政府）

- ・ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の公募テーマの一つとして「知的財産関連教育の推進」を設定し、2004年度は5件（申請は22件）、2005年度は6件（申請は35件）の優れた取組を選定し、支援を行った。
- ・ 「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実に取組む優れた教育プロジェクトを、国公私を通じた競争的環境の中で選定（2004年度は63件、2005年度は8件選定）し、重点的な財政支援を実施した。
- ・ 海外の人材育成機関との提携や大学と産業界の連携・協力について、文書や各種会議での説明を通じて周知することにより各大学の取組を促した。
- ・ 各大学から申請等のあった、コンテンツ人材の育成に関連する組織の設置について、大学設置基準等に基づく審査を行う等、適切に対応した。
- ・ 2004年度から、文部科学大臣の認証を受けた評価機関から大学が定期的に評価を受ける制度（認証評価制度）を導入。認証評価制度の円滑な実施を図り、適宜必要な情報を提供した。（文部科学省）
- ・ 各大学等教育機関が行う実証講座に対し、コンテンツプロデューサーテキストの提供をはかるなど、支援を実施した。また、東京国際映画祭に合わせてUCLA講師を招き、教育機関の方々にも方法、ノウハウなどを共有して頂くべく、特別講義を開催した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 映像産業振興機構はじめ民間関係団体は、大学との連携を強化し、企業の実務スタッフ・OB等の派遣やインターンの受入れ等を強化する。
- ・ 映像産業振興機構は、海外の人材育成機関との連携を強化するほか、専門職大学院の認証評価機関の整備に取り組む。

（政府）

- ・ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」及び「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」を継続的に推進する。
- ・ 海外の人材育成機関との提携や大学と産業界の連携・協力について、2005年6月に決定された『知的財産推進計画2005』を文書や各種会議での説明を通じて周知することにより、引き続き各大学の取組を促す。
- ・ 組織の設置について、引き続き、各大学の自主的取組に資するよう、適切に対応する。
- ・ 引き続き、認証評価制度の円滑な実施を図り、適宜必要な情報を提供する。
（文部科学省）

- ・ 大学における教育の充実のための環境整備の一環として、インターンシップ実証事業を実施。（経済産業省）

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (1) プロデューサーや創作者等を育成する
政策項目	)センスと技能に恵まれた若いプロデューサーや創作者が海外の先進事例に触れ、自らの才能を存分に伸ばすことができるよう、2005年度も引き続き、海外留学や海外研修を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - 映像産業振興機構、民間団体において、文化庁の新進芸術家海外留学制度に協力し、当該制度を活用して、人材の派遣に努めた。 - 民間事業者において、定期的に「アメリカNABコンファレンス」に派遣、常に最新の編集・録音機材等の情報を収集させた。 - 民間事業者において、経済産業省主催の平成16年度(2004年度)先導的分野情報化推進委託事業「日本と世界を繋ぐ映像プロデューサー育成のための実証研修プログラム」に社員を派遣した。 (政府) - 新進芸術家海外留学制度において、メディア芸術等の新進芸術家等の海外留学を支援することにより、実践的な研修を実施した。(文部科学省) - 産業界の識者や海外有識者を招へいし、セミナーやシンポジウムなどを開催した。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) - 映像産業振興機構は、センスと技能に恵まれた若いプロデューサーや創作者の海外留学・研修を支援する。 - 民間事業者は、政府による助成制度と企業内制度を活用しつつ、前途有為な人材の海外留学や海外研修を実施し、海外との実務現場に対する企業派遣等を推進する。 (政府) - 引き続き、新進芸術家海外留学制度において、メディア芸術等の新進芸術家	

等の海外留学を支援する。(文部科学省)

- ・ U C L Aエクステンション等の海外有識者の招へい型及び派遣型の実証研修プログラムを開催する。(経済産業省)

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (1) プロデューサーや創作者等を育成する
政策項目	)創作者等の動機や能力を高めるため、2005年度も引き続き、世界の第一線で活躍するプロデューサーや創作者等を招聘し、セミナー、シンポジウムなどを開催する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - 映像産業振興機構において、「映画・メディア芸術に関する会合」を文化庁と共催したほか、各種セミナーの後援等を行った。 (政府) 2003年度から引き続き、「テレビ番組の流通(二次利用)」や「製作会社の人材育成」をテーマにした全日本テレビ番組製作社連盟主催のATPシンポジウムを後援。 2004年度には、ポップカルチャーに関する有識者を招聘し、シンポジウム「ネット、キッズ、ポップ」を主催した。(総務省) 「優秀指導者特別指導助成事業」及び「文化庁メディア芸術祭」において、メディア芸術等の分野における世界トップクラスの指導者を海外から招へいし、我が国におけるメディア芸術等の一層の向上を図った。(文部科学省) - 産業界の識者や海外有識者を招へいし、セミナーやシンポジウムなどを開催。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) - 映像産業振興機構をはじめとする民間関係団体は、政府による助成のもとに、海外で活躍するプロデューサーや制作者等をゲストとするセミナー、シンポジウムなどを開催することにより、コンテンツの国際展開を意識した、海外で通用するコンテンツクリエイター、プロデューサーを育成しそのネットワークを構築する。	

（政府）

- ・ 引き続き、第一線で活躍する実務家を招聘し実施する、全日本テレビ番組製作社連盟主催のＡＴＰシンポジウムを後援する。（総務省）
- ・ 引き続き、「優秀指導者特別指導助成事業」及び「文化庁メディア芸術祭」において、メディア芸術等の分野における世界のトップクラスの指導者を海外から招へいし、我が国におけるメディア芸術等の一層の向上を図る。（文部科学省）
- ・ ２００５年１０月の第１８回東京国際映画祭時に合わせ、デジタルコンテンツ協会と共に、産業界の識者や海外有識者を招へいし、セミナーを開催した。（経済産業省）

分野	３．人材育成を強化し、顕彰を充実する （１）プロデューサーや創作者等を育成する
政策項目	）ブロードバンドの普及が飛躍的に加速する中、高品質なデジタルコンテンツを制作する優れたプロデューサーや創作者の養成や技能向上を図るため、２００５年度も引き続き、人材育成のための支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （政府） ・ 科学技術振興調整費「新興分野人材養成」プログラムにおいて、２００４年度公募及び２００５年度公募で「自然科学と人文・社会科学との融合領域」を設定し、その中で、２００４年度、２００５年度それぞれ１課題ずつデジタルコンテンツの創造に関する人材養成の課題を採択した。（文部科学省） ２００５年度以降 （民間） ・ 民間関係団体は、デジタルコンテンツ制作に優れたコンテンツ人材の育成を支援する。 ・ 民間事業者は政府のプログラムを積極的に活用し、人材育成に努める。 （政府） ・ 上記人材養成課題を引き続き推進する。（文部科学省）	

分野	３．人材育成を強化し、顕彰を充実する (１) プロデューサーや創作者等を育成する
政策項目	）２００５年度も引き続き、資金調達から権利許諾、販売先の確保までを総合的にコーディネートできる「プロデュース機能」のほか、法律や財務、営業などの専門知識を備えた人材を育成するため、教育機関等との連携協力の下、経済産業省において２００３年に策定、２００４年に使用評価をもとに追加改訂した冊子「プロデューサー養成カリキュラム」の普及を行うとともに、それらの人材が活躍できる環境づくりを支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、教育機関の講師を担当した。 (政府) ・ 各大学等教育機関が行う実証講座に対し、コンテンツプロデューサーテキストの提供をはかるなど、支援を実施。また、東京国際映画祭に合わせてＵＣＬＡ講師を招き、教育機関の方々にも方法、ノウハウなどを共有して頂くべく、特別講義を開催した。(経済産業省) ２００５年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構は、法律や財務、マーケティング等の専門知識を備えたプロデューサーの育成に向けインターンシップやセミナー等を実施する。 ・ 民間事業者は社内研修等で必要に応じて「プロデューサー養成カリキュラム」を活用する。 (政府) ・ 人材が活躍できる環境作りのため、東京国際映画祭時に併せ、企画段階から資金調達を行うことができるマーケットの創出にむけ、実証を行う。 ・ プロデューサー等のコンテンツ人材の育成のため、映像産業振興機構が行うインターンシップの推進等産学連携の取組を支援する。(経済産業省)	

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (1) プロデューサーや創作者等を育成する
政策項目	) 2005年度も引き続き、映画などの映像作品を制作するためのデジタル編集設備の効果的な活用及びそれに伴う人材養成の方策について調査研究を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、コンテンツ製作設備に係るIT投資促進税制の拡充、ソフトウェア資産に係る減価償却制度の見直し、延長などを提言した。 (政府) ・ 映像素材を基に映画などの映像作品を創作するためのデジタル編集設備の効果的な活用及びそれに伴う人材養成の方策について「デジタル編集合成技術の調査研究」を委託により実施した。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会は、デジタル編集設備の整備充実に向けた施策を要望するほか、コンテンツ製作設備に係るIT投資促進税制の延長を要望する。 ・ 民間関係団体は、デジタル機器に精通したクリエイター育成に向け必要な支援を行う。 ・ 民間事業者はデジタル編集設備の効果的な活用に向けた取組を行う。 (政府) ・ 引き続き、「デジタル編集合成技術の調査研究を委託により実施し、映像素材を基に映画素材を基に映画などの映像作品を創作するためのデジタル編集設備の効果的な活用及びそれに伴う人材養成の方策をまとめる。(文部科学省)	

分野	3 . 人材育成を強化し、顕彰を充実する (2) 経営・法務・財務の専門家の活用を奨励する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、法律や財務、営業などの専門知識に加え、コンテンツビジネスに関する経営感覚を併せ持つ者の活用を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、積極的に中途社員の採用を推進した。 ・ 民間事業者において、社内研修制度を活用し法科大学院、大学院へ派遣した。 (政府) ・ 法律や会計の専門家が集まる F C C 協議会等において、コンテンツビジネスの有識者の話を伺うことで、コンテンツビジネスに関する経営感覚を併せ持つ者の交流を進めている。(経済産業省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 民間事業者は、法律や財務、営業などの専門知識に加え、コンテンツビジネスに関する経営感覚を併せ持つ者を積極的に活用する。 (政府) ・ 上記の人たちの交流を通し、ビジネスにつながるような人脈ができるよう、2 0 0 5 年 1 0 月に金融とコンテンツビジネスの切り口でのセミナーなどを実施した。(経済産業省)	

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (2) 経営・法務・財務の専門家の活用を奨励する
政策項目	2005年度も引き続き、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の活用など、法律家と事業者や創作者などとの交流活動を奨励・支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の行う活動の奨励・支援について検討するとともに、同ネットワークに参加している法律実務家の参加を得て「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催した。(総務省) ・ 2004年から、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の協力も得て、年に約2回のペースでシンポジウムを開催し、著作物流通に関する調査研究等の成果を一般に還元している。(文部科学省) ・ エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの立ち上げに当たり後援を行った。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会は民間関係団体・事業者の求めに応じて、民間関係団体・事業者と法律家・公認会計士との会合を開催し、交流を図るとともに必要な専門家の紹介を行う。 (政府) ・ 放送番組制作体制の公正性・透明性の一層の向上に向けた検討における協力を継続するとともに、必要に応じて、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク等の取組に対する協力を行う。(総務省) ・ 2005年も、「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」の協力も得て、2004年度に実施した「映像等のコンテンツの評価手法等に関する調査研究」の成果をもとに、映像コンテンツビジネス関係者や金融関係者	

等を対象としたシンポジウムを7月に開催した。(文部科学省)

- ・ 必要に応じ、所要の措置を講ずる。(経済産業省)

分野	3 . 人材育成を強化し、顕彰を充実する (3) 人材育成の事業を支援する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、情報通信に関する人材研修事業の一環として、放送番組などコンテンツ制作等の専門的な知識や技術の向上を図るための研修事業に対する支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - 映像産業振興機構において、インターンシップにおける学生と企画のマッチングを行った。 (政府) 2 0 0 3 年～2 0 0 4 年度までに、コンテンツ制作技術者養成等の6 9 の研修事業に対し助成金を交付し、研修を実施。2 0 0 5 年度は1 4 の事業に助成金を交付決定した。(総務省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) - 映像産業振興機構は、放送番組などコンテンツ制作等の専門的な知識や技術の向上を図るための研修事業を支援する。 - 民間情報通信事業者は、政府の支援を受けた研修事業を積極的に活用する。 (政府) - 引き続き情報通信人材研修事業への支援を通じ放送番組などのコンテンツ制作等に必要な専門的な知識や技術を有する人材の育成を図る。(総務省)	

分野	3 . 人材育成を強化し、顕彰を充実する (3) 人材育成の事業を支援する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、映画関係団体等が学校や制作現場などと連携して行う、制作現場における実践的な実習を支援し、専門性の高い職能人材の養成を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 映像産業振興機構において、インターンシップにおける学生と企画のマッチングを行った。 ・ 日本映画製作者連盟において、文化庁支援「映画スタッフ育成事業」に参加し、映職連を窓口映画関係団体等を中心に制作会社、大学等の教育機関と連携し、撮影現場スタッフのインターンシップを実施した。 ・ 民間事業者において、個別の要望に沿ってインターンを受け入れたほか、関係学校の生徒を助手として随時参加させた。 ・ 民間事業者において、クリエイターズスクールを設置し、大学生等幅広く募集し、映像コンテンツ制作のプロデューサーやディレクター業務を遂行可能な人材を育成すると共に、社として有能なコンテンツ制作担当者を確保するよう努めた。 (政府) ・ 「映画関係団体等の人材育成事業の支援」を実施し、映画制作を志す学生に、映画関係団体等が学校や制作現場と連携して実践の場を提供する人材育成事業に対して支援を行い、映画製作の各過程を担う専門性の高い職能人材の育成を図った。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構はじめ民間関係団体は、専門性をより効果的に修得するインターンシップを実施する。 ・ 民間事業者はインターンシップ生の受入れに協力する。 (政府)	

- ・ 引き続き、「映画関係団体等の人材育成事業の支援」を実施し、映画制作を志す学生に、映画関係団体等が学校や製作現場と連携して実践の場を提供する人材育成事業に対して支援を行い、映画製作の各過程を担う専門性の高い職能人材の育成を図る。（文部科学省）

分野	３．人材育成を強化し、顕彰を充実する （４）映像産業振興機構の活動を支援する
政策項目	２００５年度も引き続き、映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が、一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構が行う、以下のような活動を支援する。 ・インターンシップの充実など産学連携による人材の育成とその活用 ・金融機関による出資・融資の斡旋などによる作品制作助成 ・各種政策助成措置の斡旋による起業支援 ・内外市場の整備・開拓の取組や関係者間の連携の取組
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> （民間） ・ 民間団体、民間事業者において、映像産業振興機構の活動に協力した。 ・ 民間団体において、クリエイターの育成の場として産学連携のインターンシップの充実に協力した。 ・ 民間団体において、映像産業振興機構の活動を積極的に支援するため、同機構に常勤する職員を派遣した。 ・ 民間事業者において、インターシップ制度を導入した。 （政府） ・ 映像コンテンツの海外展開の促進に係る支援や人材育成・デジタルシネマの振興に係る協力等を通じた映像産業振興機構の活動の支援について検討を行った。（総務省） ・ 日本経済団体連合会における映像産業振興機関に関する検討状況の進展を見守りつつ、要望等に対しては、関係省庁との連携協力の下、２００５年４月に映像産業振興機構の設立を支援した。 ・ ２００５年６月には、文化庁と映像産業振興機構の共催により、大学関係者、映画関係者等による「第２回映画・メディア芸術に関する会合」を開催した。 ・ ベネチア国際映画祭において、連携協力を行った。（文部科学省）	

- ・ 日本経済団体連合会における映像産業振興機構に関する検討の進展を見守りつつ、要望等に対しては、関係省庁との連携協力の下、適切に対応した。コンテンツ人材育成総合プログラムの委託先として、映像産業振興機構を採択した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 映像産業振興機構は政府の支援のもと、インターンシップの充実など産学連携による人材の育成とその活用、金融機関による出資・融資の斡旋などによる作品制作助成、各種政策助成措置の斡旋による起業支援、内外市場の整備・開拓の取組や関係者間の連携の取組等を推進する。
- ・ 日本経済団体連合会や民間関係団体・事業者は映像産業振興機構の活動に協力する。

（政府）

- ・ 映像コンテンツの海外展開の促進に係る支援や人材育成・デジタルシネマの振興に係る協力等に向けた具体的な方策について検討する。（総務省）
- ・ 引き続き、映像産業振興機構の取組を支援し、要望等に対しては、関係省庁と連携協力の下、適切に対応する。
- ・ プサン国際映画祭、東京国際映画祭や文化庁映画週間等、映画振興に関する行事において連携協力を行う。（文部科学省）
- ・ インターンシップ実証事業を核とする事業を遂行中。（経済産業省）

分野	３．人材育成を強化し、顕彰を充実する （５）有能な人材を発掘し顕彰する
政策項目	２００５年度も引き続き、斬新かつ優れたコンテンツを供給できるよう、類稀なる才能をもった「埋もれた宝」を発掘し、我が国の「コンテンツ人材」の層を厚くするとともに、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組を支援するとともに、コンテンツビジネスに携わる人材の社会的認知の向上を図るため、優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> （民間） ・ デジタルコンテンツ協会において、映像、音楽、ゲームの分野における有能な人材を発掘するためデジタルコンペティションを、有能なＣＧクリエイターを発掘、顕彰するためデジタルクリエイターズコンペティションを、国内の優れたコンテンツやシステムを顕彰するためデジタルコンテンツグランプリをそれぞれ行った。 ・ デジタルコンテンツ協会において、若手クリエイターのキャリア形成を図る目的のセミナーを開催した。 ・ 日本映画製作者連盟において、ベルリン、カンヌ等一級の国際映画祭のコンペティション部門に参加、ＪＥＴＲＯが主催するカンヌ、ＡＦＭなどのフィルムマーケットにも出展するなど、海外で開催される映画祭、フィルムマーケットに積極的に参加し、日本映画の世界に向けての発信を行った。 ・ 日本レコード協会において、音楽業界・音楽文化育成のため、音楽業界挙げての総合音楽イベントとして、文化庁はじめ音楽関係７団体の後援を受け「第１９回日本ゴールドディスク大賞授賞式」を開催し、授賞作品、アーティストはすべての音楽ジャンル、新人からベテランまでに亘るが、新しい音楽・才能の発掘に特に力を入れて顕彰した。 ・ 民間事業者において、漫画雑誌・文芸雑誌において新人賞を設けて「埋もれた宝」を発掘する努力を続けた。 ・ 民間事業者において、オリジナルアニメーションのシナリオを募集し、最優秀作品に賞金を授与し、大賞受賞作品のシナリオをアニメ化し、放映を実施した。 ・ 民間事業者において、人事制度の中で、質の高いコンテンツや視聴率の高いコンテンツを表彰し、映像コンテンツプロデューサーやディレクターのイン	

センティブを高めた。

- ・ 民間事業者において、コンテンツの二次利用を促進するために、二次利用に貢献の高かったコンテンツに対して表彰並びに報奨金を設けた。
- ・ 全日本テレビ番組製作社連盟において、テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作能力の向上を図ることを目的としたＡＴＰ賞を開催した。
- ・ デジタルメディア協会において、デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的としたデジタルコンテンツオブジヤー／ＡＭＤアワードを開催した。

（政府）

- ・ テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作能力の向上を図ることを目的とした全日本テレビ番組製作社連盟主催のＡＴＰ賞を後援するとともに、総務大臣賞を授与した（１９８７年～２００５年上期）。また、デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的としたデジタルメディア協会主催のデジタルコンテンツオブジヤー／ＡＭＤアワードを後援するとともに、総務大臣賞を授与した（１９９４年～２００４年）。（総務省）
- ・ 優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」を開催した。また、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施した。（文部科学省）
- ・ 優れたデジタルコンテンツクリエイターの発掘を目的としたデジタルコンテンツグランプリの「新しい才能」の部を独立させた形での「デジタルクリエイターズコンペティション」を開催し、選考された者に対するフォローアップを実施した。優れたデジタルコンテンツ等を表彰するデジタルコンテンツグランプリをデジタルコンテンツ協会と共催で開催するとともに、経済産業大臣賞を授与した。（経済産業省）

２００５年度以降

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会は、東京国際映画祭の後援をするなど、コンテンツビジネスに関して優れた業績を残した人材を顕彰することにつき支援をする。
- ・ 民間関係団体は、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組を進

めるとともに、優れた業績を残した人材を顕彰する取組を進める。

- ・ 全日本テレビ番組製作社連盟において、引き続き、テレビ番組制作者の制作意欲の活性化と制作能力の向上を図ることを目的としたＡＴＰ賞を開催する。
- ・ デジタルメディア協会において、引き続き、デジタルコンテンツ産業の発展、作品の質的向上、制作者の制作意欲の向上及び人材育成を目的としたデジタルコンテンツオブジイヤー／ＡＭＤアワードを開催する。

（政府）

- ・ 引き続き、全日本テレビ番組製作社連盟が主催するＡＴＰ賞やデジタルメディア協会主催のデジタルコンテンツオブジイヤー／ＡＭＤアワードを後援するとともに、総務大臣賞を授与する。（総務省）
- ・ 引き続き、優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行うとともに、発表と鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」を開催。また、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施する。（文部科学省）
- ・ クリエーターのキャリア形成に関する調査を行う。（経済産業省）

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (6) 教育や啓発を充実する
政策項目	2005年度も引き続き、子供がコンテンツの持つ魅力や素晴らしさを享受できるよう、学校等の自主的な取組等により、映画や演劇等を鑑賞する機会の拡大を図るとともに、国民誰もがコンテンツを創作、発信できるようにするための取組を促進、奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本レコード協会において、「健全な音楽創造サイクル」の維持が音楽文化の発展に必要であることについて広く理解を得るため、啓発用のパンフレットを作成し、各方面に配布した。 ・ 日本レコード協会において、インターネット上の音楽違法利用の防止を訴えるキャンペーンを実施した。 ・ 日本レコード協会において、大学に通年で寄付講座を設置し、幅広いコンテンツ分野の実務経験者による授業を実施した。 ・ 日本レコード協会において、コンテンツの利用に関し、小学生にも理解しやすい啓発パンフレットを作成し、小・中・高校の教員が児童や学生に対して行う著作権教育に関する研究会や、小学校の情報教育の授業に講師を派遣した。 (政府) ・ 映画を映画館で鑑賞する機会が減少している子どもたちに、映画館等における鑑賞機会を提供し、子どもたちに映画に対する興味を持たせ、映画を愛する心を育てる「子どもの映画鑑賞普及事業」の実施を通じて、映画館等における映画の鑑賞機会の拡充に関する自主的な取組を奨励した。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構はじめ民間関係団体は、良質なコンテンツを視聴する機会を増やし、わが国芸術文化の向上に資する観点からの取組を行う。	

(政府)

- ・ 映画を映画館で鑑賞する機会が減少している子どもたちに、映画館等における鑑賞機会を提供し、子どもたちに映画に対する興味を持たせ、映画を愛する心を育てる「子どもの映画鑑賞普及事業」の実施を通じて、映画館等における映画の鑑賞機会の拡充に関する自主的な取組を奨励する。(文部科学省)

分野	3．人材育成を強化し、顕彰を充実する (6) 教育や啓発を充実する
政策項目	国民生活においてコンテンツは不可欠なものになってきていることにかんがみ、コンテンツの制作や利用等に関するルールの認知及びモラルの向上を図るべく、2005年度も引き続き、著作権に関する教育・啓発の充実を図るとともに、ITを利用したコンテンツの利用におけるモラル及びマナーの啓発に努める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> (民間) ・ M P A において、警察との連携を強化し、海賊版パッケージソフトを扱う路面商の摘発、公衆送信権侵害者に対する警告活動と刑事告訴、オークションサイトの定期的なチェックなどのアンチ・パイラシー活動を実施した。 ・ 民間団体において、海賊版撲滅キャンペーンを実施し、海賊版撲滅キャンペーントレーラーを製作し劇場での上映、ポスターを掲出し劇場内での録音、録画行為の取り締まり、インターネット上の違法アップロードを常に監視し、実態把握を行った。 ・ 民間団体において、啓発 C M を制作し、放送した。 ・ 民間事業者において、著作権に関する社内セミナーを実施し社員のルールの認知及びモラルの向上を図った。 (政府) ・ 著作権に関する普及啓発事業 ・ 「著作権なるほど質問箱」の開発・文化庁ホームページにて公開中 (2 0 0 4 年度までに開発済み) ・ 対象者別セミナーを実施 - 国民一般 全国 7 か所にて実施 (毎年実施) - 都道府県職員 全国 1 か所にて実施 (毎年実施) - 図書館等職員 全国 2 か所にて実施 (毎年実施) - 教職員 全国 2 か所にて実施 (毎年実施) ・ 「楽しみながら学べる学習ソフト」を開発、文化庁ホームページにて公開中 (2 0 0 4 年度までに開発済み) ・ 「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的手法の研究開発を実施 (2 0 0 3 年度 6 校、2 0 0 4 年度 9 校。)	

- ・ 「中学生向けまんが」を更新・作成し、全国の中学３年生を対象に配布（毎年実施）
- ・ 大学向けに映像による著作権資料を作成、文化庁ホームページにて公開中（２００４年度に開発済み）
- ・ 社会教育主事や視聴覚教育関係者等に対して指導者の情報リテラシーの育成を図る研修会を毎年実施する中で、情報モラルの啓発に努めるとともに、当該研修講座をエル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）で全国に配信した。（２００３年度：１１月１０日～１１月１４日、２００４年度：１０月１８日～１０月２２日）（文部科学省）

２００５年度以降

（民間）

- ・ 民間関係団体・事業者は引き続き、コンテンツの制作や利用等に関するルールの認知及びモラルの向上を図るため、青少年啓発活動等を推進する。

（政府）

- ・ 対象者別セミナーを引き続き実施予定

国民一般	全国８か所にて実施
都道府県職員	全国１か所にて実施
図書館等職員	全国１か所にて実施（エルネット放送を実施）
教職員	全国１か所にて実施（エルネット放送を実施）
- ・ 「楽しみながら学べる学習ソフト」の改訂
- ・ 「中学生向けまんが」の作成・配布を実施
- ・ 「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的手法の研究開発を引き続き実施（９校）
- ・ 企業向けに映像による著作権資料を作成
- ・ 引き続き、上記の情報リテラシーの育成を図る研修会を開催し、情報モラルやマナーの啓発に努めた（１１月２８日～１２月２日）（文部科学省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (1) デジタル時代に対応した幅広い改革を進める
政策項目	既存の流通機構にとらわれない新しいビジネスの流れが進む中で、コンテンツ流通大国に向けて、放送番組等とインターネットの関係や著作権等の課題、業界の近代化・合理化などの幅広い改革について2005年度中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会を設置し、エンドユーザーがコンテンツ産業に期待すること、ソフト・ハード業界が考えるメディア・端末の将来像について検討した。 ・ 民間事業者において、著作権者から個別の許諾を得て、出版物の電子出版・インターネット配信に積極的に取り組んでいる。また、携帯電話においては自らがサイト運営者となって、自社が出版した、あるいは雑誌掲載した著作物を利用したさまざまなコンテンツを開発・製作し、配信し、著作権者に配分した。 ・ 民間事業者において、ブック・オン・デマンドを円滑に行うための契約を整備した。 ・ 民間事業者において、店舗販売と云う既存の流通チャンネル中心のビジネスを展開し、ネットにおけるオンラインは店舗への誘導の為の情報サイトを構築し、オンラインショッピングに対する位置付けを明確にし、店舗販売の補完ではなく、新しいビジネスとして捉え本格的なショッピングを開始し、全国をターゲットとした商品を選択し、コンテンツを発信した。 (政府) ・ 情報通信審議会において、いわゆる「通信・放送融合」の成果の活用が特に重要と考えられること、等を勘案した上で、「2011年の円滑なデジタル全面移行の実現」に向けた具体策、特に「通信・放送融合」の積極的活用の在り方について、重点をおいて検討を行った。 ・ 「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」において、放送と通信が連携した新たなコンテンツ提供サービスに係る開発・実証を行った。(総務省)	

- ・ 2004年に放送番組の二次利用に関する広範な関係者を集め「過去の放送番組の二次利用の促進に関する意見交換会」を開催し、関係者間での議論を促進した。また、この成果を一般に還元するためシンポジウムを開催した。（文部科学省）
- ・ 放送番組等とインターネットの関係について、関係者等にヒアリングを実施した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会は、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会において、放送番組等とインターネットの関係や著作権等の課題、業界の近代化・合理化などの幅広い改革等、エンドユーザーの期待に応える新たなビジネスモデル構築に向けた課題をとりまとめる。

（政府）

- ・ 情報通信審議会において、引き続き検討を行う。
- ・ コンテンツホルダー・権利者団体間の利用ルール策定の支援に向けて、コンテンツに係る権利処理ルールの検討やフィンガープリント技術の活用方策の検討等を行う。
- ・ ブロードバンド流通などの二次利用の円滑化に向けて、放送事業者・番組制作会社間の取引の透明化を促進するため、放送事業者の策定した制作委託に関する自主基準の遵守状況のフォローアップ等を行う。
- ・ ブロードバンドを利用したコンテンツ流通の新たなビジネスモデルの検討・検証を行う。（総務省）
- ・ 情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会にオブザーバーとして出席し、検討に協力した。
- ・ 地上デジタル放送の再送信について著作権法上の問題点を整理・検討する。
- ・ 地上デジタル放送の再送信に関する役務提供事業者と著作権管理団体の再送信使用料に関するルールづくりを支援する。（文部科学省）
- ・ デジタルアーカイブについて、そのインターネット等での2次利用を促進す

るため、ポータルサイトを構築したり、新たなビジネスモデルの検証、実証実験を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツ流通市場を形成する
政策項目	コンテンツ制作者が多様な流通経路の中から選択的にコンテンツを発信できるよう、海外における先進事例の調査研究等を踏まえ、2005年度から、コンテンツの仲買機能を果たす「目利き役」が存在する流通市場の創設に向けた取組を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 映像産業振興機構において、文化庁に、ゲートキーパー育成の企画書を提出した。 ・ 民間事業者において、海外のブックフェアやアニメフェスティバルにブースを構え、販売権を持つコンテンツの中からその地域のマーケットに合ったものを目利きし、選択的に売り込みを図った。 (政府) ・ 海外における放送番組のシンジケーション市場等の現状や課題についての検討を行った。(総務省) ・ 2004年9月、デジタル時代の著作権協議会(C C D)や日本経済団体連合会のブロードバンドコンテンツ流通促進協議会等民間の取組状況について意見交換を実施。適宜、関係団体、民間事業者とも意見交換を実施した。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構は、コンテンツの目利き役たるゲートキーパー育成に取り組む。 ・ 民間事業者は引き続き、映画評価システムの開発・改善など、リスク・リターン分析の精度を上げるための取組を行う。 (政府)	

- ・ 放送番組の国際流通状況の現状や課題についての検討を行うとともに、関係者への情報提供を行う。（総務省）
- ・ 引き続き関係団体、民間事業者と意見交換を進めるとともに、コンテンツホルダー、利用者双方のニーズを調査し、コンテンツ流通が促進されるよう本格的ポータルサイトの運用に向けて、情報公開モデル及びITモデルについて検討を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツ利用に係る関係者間の合意を形成する
政策項目	）映画や放送番組などのコンテンツが、インターネット配信の手段により有効に活用されるよう、著作権管理団体と利用者団体協議会との協議等を踏まえ、2 0 0 5 年度も引き続き、権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、法的・技術的環境の整備について国際的な検討に積極的に参加する。 また、映画や放送番組などのコンテンツのブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送における活用に向けて、2 0 0 5 年度も引き続き関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、そのようなコンテンツの活用を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会ブロードバンドコンテンツ流通研究会において、著作権関係団体と利用者団体協議会が、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料額について合意した。 ・ 日本レコード協会において、総務省の「ユビキタス流通にむけた権利クリアランス協議会」に委員を派遣し、放送済みコンテンツの流通促進に向けた検討に参画した。 ・ 民間事業者において、自社がライセンスして製作された映像（映画やアニメ等）のブロードバンド配信では、映像著作権者やブロードバンド配信の窓口になる会社との許諾契約を進めた。 ・ 民間事業者において、「ユビキタスネット流通に向けた権利クリアランス協議会」を立ち上げ、外国楽曲の権利処理問題、フィンガープリント技術の開発による権利データ調査の効率化といった課題の解決へ検討を開始した。 (政府) ・ インターネット配信については、W I P O 著作権等常設委員会における視聴覚的実演や放送機関に関する新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚的実演に関する条約(仮称)」)の作成に関する議論に、文化審議会著作権分科会国際問題小委員会における議論等も踏まえて積極的に参	

画した。

- ・ ブロードバンドサービスを利用した放送（電気通信役務利用放送）については、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会へ改正要望を提出し、国際的な動向を調査するなど、関係省庁における検討に資するとともに、情報通信審議会において検討を行った。（総務省）
- ・ 権利者等の関係者間の協議を支援した。（文部科学省）
- ・ 2004年9月、デジタル時代の著作権協議会（CCD）や経団連のブロードバンドコンテンツ流通促進協議会等民間の取組状況について意見交換を実施。適宜、関係団体、民間事業者とも意見交換を実施した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会のブロードバンドコンテンツ流通研究会は、テレビ番組のブロードバンド配信の状況を調査するとともに、使用料率の見直しについて関係者の協議を促す。
- ・ 民間関係団体は適宜政府の取組みに協力する。

（政府）

- ・ 引き続き、インターネット配信については、WIPO著作権等常設委員会における視聴覚的実演や放送機関に関する新条約（「放送機関の保護に関する条約（仮称）」及び「視聴覚的実演に関する条約（仮称）」）の作成に関する議論に、文化審議会著作権分科会国際問題小委員会における議論等も踏まえて積極的に参画する。
- ・ ブロードバンドサービスを利用した放送（電気通信役務利用放送）についても、引き続き国際的な動向を調査するなど、関係省庁における検討に資する。（総務省）
- ・ 2005年6月に情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会にオブザーバーとして出席し、検討に協力した。（文部科学省）
- ・ 引き続き関係団体、民間事業者と意見交換を進めるとともに、コンテンツホルダー、利用者双方のニーズを調査し、コンテンツ流通が促進されるよう本格的ポータルサイトの運用に向けて、情報公開モデル及びITモデルについ

て検討を行う。また著作権も含めたコンテンツ利活用における制度課題研究を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツ利用に係る関係者間の合意を形成する
政策項目	)ブロードバンド等におけるコンテンツの円滑な二次利用に向けて、2 0 0 5 年度は、著作権等管理事業者制度が広く活用されることにより権利の集中管理が進むよう関係者の取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本レコード協会において、放送番組のインターネットでの利用を促進するため、会員各社の協力を得てレコード製作者の送信可能化権の集中管理事業を開始することを決定し、諸課題解決のため「送信可能化権事業化検討ワーキングチーム」を設置し、早期事業化のための取組を促進した。 ・ 民間事業者において、著作権者が納得する二次利用のロイヤリティーを確保すべく交渉を重ねた。 (政府) ・ 著作権等管理事業者を対象とした講習会や個別相談を実施し、事業の円滑・適切な実施を支援した。 ・ ブロードバンド等におけるコンテンツの二次利用の円滑化の観点から、実演家の権利の集中管理について、関係団体における検討に対し助言を行った。 (文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は権利の集中管理に向けた取組を推進する。 (政府) ・ 著作権分科会契約・流通小委員会において、著作権等管理事業法の見直しについて一般からの意見募集の結果も踏まえた上で検討を行い、2 0 0 5 年 9 月に報告書 (案) をまとめた。さらに、同報告書 (案) について意見募集を行い、2 度目の意見募集の結果についても再度検討を行った。最終的な検討結果については報告書にまとめ、2 0 0 6 年 1 月に著作権分科会に提出す	

定。

- ・ 引き続き、実演家の権利の集中管理について、関係団体における検討に対し助言を行う予定。（文部科学省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する 既存のコンテンツの有効活用を図る
政策項目	既存の教育番組の二次利用や教育分野におけるデジタル放送の活用方策等の検討結果を踏まえ、学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用方策を開発し、その普及促進を図るため、各機関の連携による実証的なモデル事業を2005年度から実施する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 教育分野への地上デジタル放送の利活用の検討については、「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」の中で、その技術面・運用面の課題を整理し、情報通信審議会での検討結果等を踏まえ、実証実験の準備を行った。(総務省) ・ 放送事業者や教育関係者からなる「教育における地上デジタルテレビ放送の活用に関する検討会」を、2003年10月に設置し、教育番組の2次利用も含んだ地上デジタルテレビ放送の教育面での活用方策について検討を行い、本検討会での検討結果を、2004年5月に報告書としてまとめた。本報告書の提言を踏まえ、学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用法を開発し、その普及促進を図るため、「地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業」を2005年度より開始した。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、既存の教育番組の二次利用を推進するための関係省庁における検討に引き続き協力する。 (政府) ・ 引き続き、「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」での実証実験を進める。(総務省) ・ 上記の事業において、地上デジタルテレビ放送を教育に活用した授業を実施し、授業における効果的な活用方策について研究する予定。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う
政策項目	)自由に利用できる範囲等を権利者があらかじめ意思表示するシステムの普及拡大に向けて、あらかじめ定められた範囲の利用を認める自由利用マークの普及を進めるとともに、2 0 0 5 年度中に他の団体での同様の取組により自由に利用できるコンテンツ等を集めたポータルサイトの開設に向けた取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) - 自由利用マークについて、国・地方公共団体、教育機関等へのパンフレットの送付や各種著作権関係研修会等での説明等、積極的な広報活動や情報提供を実施した。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) - 民間関係団体・事業者は、自由利用マークの普及・利用拡大に努める。 (政府) - 引き続き、各種著作権関係研修会等において自由利用マークの普及に努める予定。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う
政策項目	) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあつて、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2 0 0 5 年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2 0 0 4 年度には、インターネット上における違法・有害な情報の増大に対処し、利用者によるサイトの安全性の判断に資する観点から、サイト開設者が自らのサイトの安全性を示すマークの活用に向けての取組について検討を行った。2 0 0 5 年度上半期には、学識経験者、コンテンツ制作者、プロバイダ等の関係者からなるコンテンツアドバイスマーク (仮称) 推進協議会における検討を促進した。(総務省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、総務省の検討結果を踏まえ、マーク制度の創設等について検討を行う。 (政府) ・ 引き続き、学識経験者、コンテンツ制作者、プロバイダ等の関係者からなるコンテンツアドバイスマーク (仮称) 推進協議会における検討を促進する。(総務省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する デジタルシネマ技術の研究開発や普及を推進する
政策項目	2 0 0 5 年度も引き続き、欧米の取組状況も参考にしながら、諸外国に先駆けたデジタルシネマ技術の研究開発を行い、その成果を国際規格策定に向けた議論へ反映させるとともに、映画配給者と上映事業者との仲介及び各地域の公的施設等での上映実証実験などデジタルシネマの普及拡大に向けた取組を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - デジタルコンテンツ協会において、関係省庁と連携し「デジタルコンテンツ地域上映事業の調査研究 (みんなのムービー)」の成果を踏まえて、デジタルシネマの普及拡大に向けた諸課題の検討を行った。 - デジタルコンテンツ協会において、2 0 0 4 年度に産学官の有識者が参加する「デジタルシネマ推進フォーラム」を設置し、欧米や中国などの取組状況も参考にしながら、デジタルシネマの普及拡大策に関する総合的な検討を行った。 - 民間事業者において、デジタル・シネマ技術によって製作された映像のすばらしさを映画のプロモーション・イベントを通じて広く訴求した。 (政府) 2 0 0 4 年 5 月に設立された「デジタルシネマ実験推進協議会」と連携し、4 K デジタルシネマの世界初の実写上映を行った「東京デジタルシネマ・シンポジウム 2 0 0 4 」、「東京デジタルシネマ・シンポジウム 2 0 0 5 」の開催に協力するなど、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立やビジネスモデルの検討を促進した。また、8 0 0 万画素級の超高精細映像 (次世代型映像コンテンツ) についてネットワークを活用してセキュアかつ効率的・効果的に編集・配信等を行う技術の研究開発を推進するため、2 0 0 5 年 7 月より、「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」を開始した。(総務省) - 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおいて、2 0 0 4 年度公募で「デジタルコンテンツ創造等のための研究開発」を課題	

として設定し、デジタルシネマに関するEnd to End（制作から放映までトータルで）の研究開発を行う課題を採択した。また、本課題において、2005年5月にデジタルコンテンツクリエイター育成の画質教育のあり方についての研究拠点、さらには学生や新人監督の作品上映機会の場として、そしてデジタルシネマ関連団体の共通実験施設として運営される世界初のデジタルコンテンツ総合画質評価拠点としてのデジタルテストベッドを構築し、公開・運営を開始した。（文部科学省）

- ・ 2004年5月に設立された「デジタルシネマ実験推進協議会」と連携し、4Kデジタルシネマの世界初の実写上映を行った「東京デジタルシネマ・シンポジウム2004」の開催に協力するなど、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立に向けた検討を促進した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ デジタルコンテンツ協会及び民間関係団体は、映画配給者（コンテンツホルダー）と上映事業者間の仲介システムについて周知を図るとともにデジタルコンテンツ流通に関する合理的手法の確立に努める。
- ・ 「デジタルシネマ推進フォーラム」の提言に基づき、アジアにおけるデジタルシネマの普及を目的とした「アジアデジタルシネマフォーラム」の開催に向けた活動を推進する。

（政府）

- ・ 引き続き、「デジタルシネマ実験推進協議会」との連携により、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立に向けた検討を促進するとともに、「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」を実施して、2007年度までに次世代型映像コンテンツのネットワークによる制作・流通の実現に必要な要素技術の確立を目指す。
- ・ また、同協議会との連携により、デジタルシネマの普及・啓発を行う。（総務省）
- ・ 上記研究開発課題を引き続き推進する。（文部科学省）
- ・ 引き続き「デジタルシネマ実験推進協議会」との連携により、民間企業等におけるデジタルシネマの流通基盤技術の確立に向けた検討を促進すると

もに、デジタルシネマを使ったビジネスモデルの成立について検証、実証実験を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	）汎用メタデータ体系や権利許諾システムを実利用につなげ、C C D (デジタル時代の著作権協議会) 等が進める権利者 I D やコンテンツ I D の付与の取組及びそれらを統合する取組などのコンテンツに係る権利情報の整備を進めることにより、コンテンツ流通の円滑化の基盤構築及び権利許諾プロセスの簡易化を図るために幅広い関係者の取組を促進するとともに、2 0 0 5 年度も引き続き、その権利や内容等の属性情報 (メタデータ) を提供するためのポータルサイトの整備を促進するなど、プラットフォームづくりに向け必要な支援を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ産業部会のもとにコンテンツ流通促進分科会を設置し、コンテンツ・ポータルサイトの整備について検討を開始した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、デジタルコンテンツの不正利用防止手段として期待される動画電子透かし技術を広くビジネスに適用するため、利用者視点での実効性を評価する方法についてのガイドラインを策定した。 ・ C C D において、報告書「権利団体等における権利情報管理のあり方」を公開し、同報告書において提言した権利者・コンテンツホルダー団体における権利情報の整備について、本研究会と並行してC C D メンバー以外の参加者を募りオープンプロジェクトを開催し、4 団体の取組みをケーススタディとして具体的検討を行った。 ・ C C D において、報告書「コンテンツ流通の促進に必要となる権利情報の共有に向けた環境整備のあり方」として取りまとめ、コンテンツ I D についての素案を提示した。コンテンツ I D についての具体的検討を開始するとともに、事業者 I D の整理を行い、あわせて「C C D - I D モデル」として提案する準備を進めた。 ・ 日本映像ソフト協会において、「データベース研究委員会」を発足させ、D V D ビデオの作品を中心に、映像コンテンツのデータベース構築に着手した。 ・ 日本レコード協会において、総務省の「放送コンテンツのネットワーク流通	

に向けた権利クリアランスに関する研究会」に委員を派遣し、音声認識技術の実験・評価を行い、放送コンテンツにおける楽曲データ基盤整備及び権利許諾プロセスの簡易化に向け、積極的な活動を行った。

- ・ 民間事業者において、総務省が主催する コンテンツの高品質配信を実現する技術、 メタデータにより権利保護を確保しつつ高度利用を実現する技術、 メタデータにより多様なコンテンツ視聴を実現する技術についての実証実験に協力した。
- ・ 民間事業者において、ブロードバンドネットワークを利用した放送番組のネットワーク販売ビジネスについて正規流通市場の早期立ち上げを目的とした「ユビキタス時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証」の検討を行う協議会の設立についての議論を行っている。
- ・ 民間事業者において、「メタデータ推進部」という専門部署を設置し、専門的にメタデータ推進のための施策、データの整備を開始し、デジタルアーカイブと連携し、メタデータのシステムを整備した。

（政府）

- ・ 2004年度までは、「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証」の推進を通じて、放送番組等映像コンテンツの二次利用に係る権利許諾手続の円滑化に向けた汎用メタデータ体系の策定・精緻化、及びメタデータを活用した権利クリアランスの在り方とその有効性について検討を実施してきた。
- ・ 2005年度上半期は、上記取組成果の幅広い関係者への普及・啓発を目的としたシンポジウムを開催するとともに、残課題への対応を図るべく民間関係者による検討の場（協議会）を組成した。（総務省）
- ・ C C Dが権利者情報・コンテンツ情報の整備に関する取組について研究会を行っているところであり、オブザーバーとして参加した。（文部科学省）
- ・ 2004年9月、C C Dや日本経済団体連合会のブロードバンドコンテンツ流通促進協議会等民間の取組状況について意見交換を実施。適宜、関係団体、民間事業者とも意見交換を実施した。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会は政府の支援のもと、民間関係団体・事業者と協力しつつ、わが国コンテンツの権利や内容等の属性情報（メタデータ）を提供する

ためのポータルサイトの整備に取り組む。

- ・ デジタル時代の著作権協議会は、「CCD-IDモデル」の今後の普及にむけた検討を行うとともに、権利者・コンテンツホルダー団体において整備する権利情報DB等の公開窓口の整備のため、J-CISの整備、運営体制についての検討を行い、年度内実施を目指す。

（政府）

- ・ 上記協議会における活動を支援することにより、更なる権利クリアランスの円滑化とコンテンツ流通の促進に資する。（総務省）
- ・ 引き続き研究会にオブザーバーとして参加する。（文部科学省）
- ・ 引き続き関係団体、民間事業者と意見交換を進めるとともに、コンテンツホルダー、利用者双方のニーズを調査し、コンテンツ流通が促進されるよう本格的ポータルサイトの運用に向けて、情報公開モデル及びITモデルについて検討を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	革新的技術の研究開発など事業者による自主的な取組を促進するとともに、2005年度も引き続き、大容量コンテンツの流通技術、個人間における適切なコンテンツ流通技術等のブロードバンド・コンテンツ流通に関する支援、コンテンツ保護や権利者が総合的に管理する技術及びネットワーク環境に適合した契約システムを盛り込んだ新たなビジネスモデルの開発に向けた取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ産業部会のもとにコンテンツ流通促進分科会を設置し、コンテンツ・ポータルサイトの整備について検討を開始した。 (政府) 2004年度までは「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」において、受信設備に対するコンテンツの安全・確実かつ多様な流通を実現するためのメタデータ関連技術について標準化を目指した開発を進めるとともに、メタデータを活用したコンテンツサービスに係る方式及びブロードバンド・コンテンツ配信に係る方式等に係る技術について開発・実証を実施してきた。 2005年度上半期は、上記取組成果の幅広い関係者への普及・啓発を目的としたシンポジウムを開催した。(総務省) 2004年9月、CCDや日本経済団体連合会のブロードバンドコンテンツ流通促進協議会等民間の取組状況について意見交換を実施。適宜、関係団体、民間事業者とも意見交換を実施した。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) - 日本経済団体連合会は、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関	

する懇談会において、エンドユーザーの期待に応える新たなビジネスモデル構築に向けた課題をとりまとめる。

- ・ 民間事業者は、革新的技術の研究開発などに積極的に取り組む。

（政府）

- ・ 引き続き２００４年度まで実施した「ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証」の取組成果の普及・啓発に向けた取組を推進する。（総務省）
- ・ 引き続き関係団体、民間事業者と意見交換を進めるとともに、コンテンツホルダー、利用者双方のニーズを調査し、コンテンツ流通が促進されるよう本格的ポータルサイトの運用に向けて、情報公開モデル及びＩＴモデルについて検討を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する コンテンツ流通のためのシステム整備を行う
政策項目	映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者等との交流の場として、2005年度中に、インターネット上に日本映画情報システムを設ける。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) - 映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者との交流の場として、インターネット上に「日本映画情報システム」を設けるための取組を推進しているところ。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) - 日本映画製作者連盟や民間事業者は引き続き、「日本映画情報システム」に積極的に情報を提供しつつ、権利情報システム構築のための方策について検討を行う。 (政府) - 引き続き、映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者との交流の場として、インターネット上に「日本映画情報システム」を設けるための取組を推進する。(文部科学省)	

分野	４．コンテンツ流通大国に向けた改革を進める （２）新しいビジネスモデルと技術を開発する メディア芸術に関する研究開発を推進する
政策項目	メディア芸術の高度化を支える先進的科学技术の創出に関する研究開発を科学技术振興機構における研究領域の一つとして設定し、その取組を推進するほか、実用的な意義が大きく、革新性の高い独創的な技術開発を推進するため、科学技术振興機構における研究課題の一つとして、文化財関係の公開・展示技術等を対象分野とし、２００５年度も引き続き、その取組を推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （政府） ・ メディア芸術の高度化を支える先進的科学技术の創出に関する研究開発の推進：メディア芸術制作者に先進的な表現手法等を提供するとともに広く国民全般が容易にメディア芸術を制作し楽しむことを可能とするため、戦略目標として「メディア芸術の創造の高度化を支える先進的科学技术の創出」を設定し、科学技术振興機構において、戦略的創造研究推進事業の研究領域「デジタルメディア作品の制作を支援する基盤技術」を定めた。２００４年より、本研究領域に対する研究課題を公募し、２００４年９月及び２００５年８月に採択を行い、研究を実施（１研究課題につき概ね５年間。また、本研究課題の公募は２００４年度から２００６年度までの３年間行う。） ・ 実用的な意義が大きく、革新性の高い独創的な技術開発の推進：科学技术振興機構において、革新技术開発研究事業の公募対象分野のうち「その他革新技术」において、心豊かな社会の構築に関する課題として、文化資源の保存・活用・創造に関する研究開発課題を含めて、２年度または３年度の研究計画を民間企業から公募し、２００４年８月に課題名「三次元情報解析技術等の応用による文化財建造物保存・修理の高度支援システムの開発」を採択、同年９月より研究を開始している。また、２００５年７月には、「文化財測定用携帯型ラマンイメージング・顕微赤外分光装置の開発」を採択し、同年９月より研究を開始している。（文部科学省） ２００５年度以降 （民間） ・ 映像産業振興機構は、メディア芸術の高度化を支える先端科学技术の創出に向けた産学連携事業を支援する。	

(政府)

- ・ 上記課題を引き続き推進する。(文部科学省)

分野	４．コンテンツ流通大国に向けた改革を進める （２）新しいビジネスモデルと技術を開発する 家庭等で円滑にコンテンツを利用するための技術開発を行う
政策項目	多彩なコンテンツ流通形態や利活用を可能とするコンテンツ流通の仕組みの構築に向け、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と、家庭やその周辺でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保を両立するため、消費者等の視点を重視しつつ、コンテンツ利用技術の開発・実証を２００５年度から行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会を設置し、エンドユーザーがコンテンツ産業に期待すること、ソフト・ハード業界が考えるメディア・端末の将来像について検討した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、関係省庁と連携し、一般家庭や小規模な会場において、安価な民生機器を用いて高品位なＨＤ（ハイビジョン）コンテンツを配信する事が可能な、データ放送プログラムによる視聴制御や再生制御機能を付加したシステムを構築し実証実験を実施した。 （政府） ・ 「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」（ＩＴ産業ＷＧ）における議論等を通じて、ユビキタス時代の多彩なコンテンツ流通形態や利活用形態を可能とするコンテンツ流通の仕組みの構築に向けた検討を実施してきた。 ・ ブロードバンドコンテンツ流通の促進のため、ネットワーク上のコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保と権利の適切な保護の両立の実現に向けて、「ブロードバンドコンテンツ流通技術の開発・実証」を実施した。（総務省） ・ 家庭内でコンテンツを利活用することにも応用可能な基盤技術の１つである機器認証運用管理技術について、財団法人・情報処理相互運用技術協会において、２００５年７月から機器認証管理の共通仕様策定及び評価プログラム開発を行っている。（本件に対する２００５年度予算は、約１億円。）（経済産業省）	

2005年度以降

(民間)

- ・ 日本経済団体連合会は、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会において、エンドユーザーの期待に応える新たなビジネスモデル構築に向けた課題をとりまとめる。
- ・ デジタルコンテンツ協会及び関係民間事業者は、関係省庁と連携し、2004年度の開発結果をベースとしてコンテンツホルダーが主体性を持ち自由にコンテンツを登録できる低価格HDコンテンツ配信システムを構築するとともに、従来映像上映が行われていなかった場所での映像上映のビジネスモデルの実証をおこなう。

(政府)

- ・ 引き続きブロードバンドコンテンツ流通の促進のため、民間関係者による協議会を組成し、ネットワーク上のコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保と権利の適切な保護の両立の実現に向けて、「ブロードバンドコンテンツ流通技術の開発・実証」を実施する。(総務省)
- ・ 総務省及び経済産業省が共同開催した「情報家電ネットワーク化に関する検討会」の中間取りまとめを踏まえ、情報家電を安全・安心に利用するためのプラットフォームの確立・検証、情報家電間におけるコンテンツの相互運用に伴う著作権等の保護と利便性の両立、認証・課金等のサービス提供基盤やビジネスモデルの整備等に向けた実証実験を実施する(総務省、経済産業省)。
- ・ 家庭内でコンテンツを利活用することにも応用可能な基盤技術の1つである機器認証運用管理技術について、引き続き、財団法人・情報処理相互運用技術協会において、機器認証管理の共通仕様策定及び評価プログラム開発を行う。(経済産業省)

分野	４．コンテンツ流通大国に向けた改革を進める （２）新しいビジネスモデルと技術を開発する ハイビジョン技術の研究開発に対する支援等を行う
政策項目	２００５年度も引き続き、映像技術の高度化を図る観点から、高精細度画像関連技術の研究開発を支援するとともに、ハイビジョン技術の海外への普及を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （政府） ・ ハイビジョン技術の研究開発 ・ 高精細・立体・臨場感コンテンツ技術 ２０００年度より独立行政法人情報通信研究機構委託研究として、物体を立体映像情報として部品化し、部品化した立体映像データと実写映像を合成して実写ベースの３ＤＣＧを制作する技術を開発し、２００４年度末に終了した。 ・ ソフトウェア符号化技術 ２００４年度より独立行政法人情報通信研究機構の委託研究として、２００４年度末までに任意解像度（ＳＤＴＶ～ＨＤＴＶ）に対応可能なソフトウェア符号化技術の基本方式を確立するとともに走査線４０００本級の超高精細映像について品質評価技術を確立。２００５年度から超高精細映像対応型ソフトウェア符号化技術及びＱｏＳ保証型ＩＰベース映像配信技術を開発中である。 ・ ハイビジョン技術の海外普及 ２００４年４月に日中韓情報通信大臣会合の合意に基づく日中韓デジタル放送ＷＧ（第１回）を開催しハイビジョンを含むデジタル放送分野において政府間及び民間レベルでの連携を密にし、２００８年北京五輪に向けて協力を進めることで合意を行った。 ハイビジョン等デジタル放送の海外普及のための国際共同研究を電波産業会に委託して実施した。 その一環として以下の取組を実施した。 ２００４年８月にブラジルにおいて我が国の地上デジタル放送方式の携帯受信等の実証実験及び講演を実施した。 ２００４年１０月にタイにおいて我が国の地上デジタル放送方式の導入促進のためのセミナーを開催した。 １７年９月にブラジルにおいて我が国の地上デジタル放送デモを実施す	

るとともに現状について講演を行った。

また、2005年7月に日中韓デジタル放送WG（第2回）を日本で開催し、HDTV、デジタル放送による携帯及び移動受信、将来のデジタル放送技術の研究・開発に関し、情報交換や民間レベル会合の開催等について3国の協力事項として合意した。（総務省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 民間事業者は、高精細度画像関連技術の研究開発を引き続き推進する。

（政府）

- ・ ハイビジョン技術の研究開発

- ・ ソフトウェア符号化技術

2005年度末までに超高精細映像対応型ソフトウェア符号化技術及びQoS保証型IPベース映像配信技術を確立する。（2006年度にソフトウェア実装技術の開発及び実証システムを構築し開発を終了する。）

- ・ ハイビジョン技術の海外普及

日中韓デジタル放送WG（第3回）において、3国協力事項に関する意見交換を実施する。（総務省）

分野	４．コンテンツ流通大国に向けた改革を進める （２）新しいビジネスモデルと技術を開発する 公共ネットワークを活用したコンテンツ流通を促進する
政策項目	学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークと都道府県情報ハイウェイ等の相互接続による全国的な公共ブロードバンド・ネットワークを構築し、教育コンテンツ等の共同利用を促進するための実証実験を２００５年度から行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （政府） ・ ２００５年以降の公共ネットワークを活用した公共アプリケーションのあり方について、２００４年から防災及び医療分野に関するWGを設置し、検討を行った。（総務省） ２００５年度以降 （民間） ・ 民間事業者において、産学官連携による取組を推進するなど、政府の取組に適宜協力する。 （政府） ・ ２００５年度中に公共ネットワークを活用した防災アプリケーションについて実証実験を行う。今後、医療、教育分野における実証実験の実施に向けた検討を行う予定である。（総務省）	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する 新しいコンテンツづくりを促進する
政策項目	2005年度から、大学等及び企業に対して、例えば、コンテンツをモノ、特に地域の特色ある工芸品等に埋め込み、これらのモノに楽しさ、いやし、などを演出するといった融合される新しいコンテンツづくり、モノづくりに積極的に取り組むよう促す。その際、できあがったコンテンツとモノが融合した製品について、知的財産としての適切な保護の方策について検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 「知的財産戦略について」(2005年5月31日第46回総合科学技術会議) において、コンテンツを活用した知的財産の創造及び活用の支援についてとりまとめた。これらの内容は知的財産推進計画2005に反映された。 (総合科学技術会議) 2005年度以降 (民間) ・ 民間事業者は、コンテンツとモノが融合した製品の開発に取り組む。 (政府) ・ 関係府省における取組を促すとともに、その進捗状況を踏まえ、必要に応じ、知的財産戦略専門調査会において検討を行う。(総合科学技術会議) ・ 他府省の取組みに協力する。(文部科学省、経済産業省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 私的使用複製などの基本問題について方向を得る
政策項目	) 私的使用目的の複製については、条約上の規定、私的使用目的の複製や技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて、範囲の明確化などに関して検討を行い、 2 0 0 7 年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、知的財産協会デジタルコンテンツ委員会に参加し、私的使用複製等の権利侵害規定の権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し、公正な利用を促進する観点から議論を行った。 ・ 民間事業者において、自社作品の違法ダウンロードや海外からの違法ソフト流入状況を当社独自の手法により調査するなど現況の把握に努め、海外からの違法ソフト販売業者へ日本の販社を通じ、状況を改善するように要求するなど今後の対応について検討した。 ・ 民間事業者において、米国エンターテインメント産業の技術を責任者から直接情報を収集し、コンテンツ保護規格について、技術的保護団体と日米間の現実的実現性を議論した。 (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) ・ 電子情報技術産業協会等の関係者と、私的使用目的の複製と技術的保護手段の関係等について、検討を行った。(経済産業省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府)	

- ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)
- ・ 引き続き上記分科会法制問題小委員会等に協力し、電子情報技術産業協会等の関係者と検討を行っていく。(経済産業省)

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 私的使用複製などの基本問題について方向を得る
政策項目	) 共同著作物に係る共有著作権の行使については、他の共有者の利益との調整を図るための制度の整備に関して検討を行い、2 0 0 7 年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 私的使用複製などの基本問題について方向を得る
政策項目	) 著作物の「利用権」については、産業財産権のように著作権法上明確に位置付けて物権化することや、第三者への対抗要件として独占的な利用許諾を登録する制度を創設すること等に関して検討を行い、2007年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2003年度に文化審議会著作権分科会において、著作物等の利用許諾契約における利用者の保護について検討を行い、利用者保護に関する問題点の整理等を行う必要があるとされた。 ・ 2005年1月に、同分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 私的使用複製などの基本問題について方向を得る
政策項目	) 著作権人格権の在り方については、国際動向等を踏まえ、2 0 0 5 年度中に専門家による調査研究を実施し、理論的・体系的な整理を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 著作権情報センターが行う「人格権委員会」にオブザーバーとして参加(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 私的使用複製などの基本問題について方向を得る
政策項目	) 私的録音録画補償金制度に関し、権利者、消費者、関連産業等を含めた関係者の意見を踏まえ、対象機器等の取扱い等について実態に即した検討を行うとともに、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ、本制度の見直し等について検討を行い、2005年中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会を設置し、私的使用目的の複製を含め、エンドユーザーがコンテンツ産業に期待すること、ソフト・ハード業界が考えるメディア・端末の将来像について検討した。 (政府) ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) ・ 補償金制度については、2005年4月27日に公表した「情報経済・産業ビジョン」において、「予算措置等の活用を含め、私的録音録画補償金制度の縮小・廃止等に向けた検討を開始すべき」との基本的考え方を示した。 ・ その後も、上記考え方に基づき、本制度のあり方等について検討を進めてきたところ。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、政府における検討に適宜協力する。 ・ 日本経済団体連合会は、エンターテインメント・コンテンツ関係者連携に関する懇談会において、私的使用目的の複製を含め、エンドユーザーにとって望ましいコンテンツ流通のあり方に向けた課題について検討する。	

（政府）

- ・ 2005年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、本項目について検討を進めており、12月に同小委員会として報告書を取りまとめ、2006年1月に著作権分科会名で公表する。（文部科学省）
- ・ 引き続き上記小委員会に協力し、産業政策の観点から、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約のあり方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業のあり方等についての検討を進めていく。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 私的使用複製などの基本問題について方向を得る
政策項目	) 映画の著作物については、その保護期間が「公表後 5 0 年」から「公表後 7 0 年」に延長されたが、映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2 0 0 7 年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) <u>2 0 0 5 年度以降</u> (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める デジタル化時代に対応した権利制限について方向を得る
政策項目	)キャッシング等通信過程の効率化を目的とする複製、機器内で不可避免的に生じる一時的な蓄積(複製)、機器の保守・修理に伴う複製等に関する権利制限の拡大について検討を行い、2005年中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、知的財産協会デジタルコンテンツ委員会に参加し、私的使用複製等の権利侵害規定の権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し、公正な利用を促進する観点から議論を行った。 (政府) ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) ・ 特に、パソコンや携帯電話等の機器の保守・修理に伴う権利制限の拡大について、電子情報技術産業協会、情報通信ネットワーク産業協会等の関係者と検討を行った。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 2005年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、本項目について検討を進めており、12月に同小委員会として報告書を取りまとめ、2006年1月に著作権分科会名で公表する。(文部科学省)	

- ・ 引き続き上記小委員会に協力し、電子情報技術産業協会、情報通信ネットワーク産業協会等の関係者と検討を行っていく。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める デジタル化時代に対応した権利制限について方向を得る
政策項目	)いわゆる放送新条約の検討状況を踏まえ、放送事業者への放送前信号に係る権利、譲渡権の付与等に関して検討を行い、2007年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本レコード協会において、著作権分科会国際小委員会に委員を派遣し、放送新条約に関する諸問題に関する議論に参画した。 (政府) ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて方向を得る
政策項目	)著作権が譲渡された場合や著作権者が破産した場合等においてライセンシーを保護するため、契約上の地位を第三者に主張し得る制度に関して、他の知的財産権法における検討状況を踏まえて検討を行い、2007年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> (政府) ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) <u>2005年度以降</u> (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 契約・利用の観点からライセンスの保護などについて方向を得る
政策項目	) 権利制限規定と契約との優先関係等、著作権法と契約法との関係性に関して整理、検討するとともに、著作権法上契約に関する規定が少ないことから、私的自治を尊重しつつ、契約に係る所要の規定を整備することについて検討を行い、2 0 0 5 年中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 2 0 0 5 年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、本項目について検討を進めており、1 2 月に同小委員会として報告書を取りまとめ、2 0 0 6 年 1 月に著作権分科会名で公表する。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて方向を得る
政策項目	)登録制度の利用促進の観点から登録手続の電子化の推進について検討を行うとともに、共有著作権、著作物の「利用権」及びライセンシーの保護に係る制度整備等との関連で登録制度を見直すことや、原始的著作権者の登録制度を創設することなどに関して検討を行い、2007年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - デジタルコンテンツ協会において、コンテンツ立国として安心・安全な社会制度構築に必要な仕組みの1つとして著作物コンテンツの真正性認証に関する調査研究を進め、報告書を発行した。 (政府) 2003年度に文化審議会著作権分科会において、著作物等の利用許諾契約における利用者の保護について検討を行い、利用者保護に関する問題点の整理を行うとともに、登録による公示を原則とした制度整備を図るべきとされた。 2005年1月に、同分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) - 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 - デジタルコンテンツ協会は、原本保証モデル、証書発行モデル、安全安心フリーカルチャモデルについて概要設計と実現課題の抽出し、著作物コンテンツの真正性ビジネスの可能性、妥当性を評価する。	

（政府）

- ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。（文部科学省）

分野	4．コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 司法救済の観点から間接侵害などについて方向を得る
政策項目	)著作権法には、特許法等と異なり間接侵害規定が設けられていないが、他の知的財産法との整合性の観点も踏まえて、間接侵害規定を創設することに関して検討を行い、2005年中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - デジタルコンテンツ協会において、エンドユーザーによって合法にも違法にも利用される可能性のある技術である Peer to Peer (以下、P2P) 技術の法的評価に関する研究を行い、2005年3月に報告書を発行した。また、エンドユーザーによる違法利用があった場合に、当該P2P技術の開発・提供者にはどのような法的責任が考えられ得るか(所謂、間接侵害責任)につき検討した。 (政府) 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) - 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 - デジタルコンテンツ協会は、我が国著作権制度において間接侵害に関する規定を立法する必要があるか否かにつき2005年度中に結論を得る。 (政府) 2005年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、本項目について検討を進めており、12月に同小委員会として報告書を取りまとめ、2006年1月に著作権分科会名で公表する。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 司法救済の観点から間接侵害などについて方向を得る
政策項目	)法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、自社の漫画から無許諾でわいせつなゲームを作り、インターネットで販売していた業者と製作者に抗議したほか、インターネット上で自社の漫画を閲覧できるようにアップしていたサイトに抗議した。 (政府) ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について方向を得る
政策項目	技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰の導入、接続管理回避サービス(技術的保護を解除する特定情報(シリアルナンバー等)の公衆への提供など)、放送受信機器におけるコピー制御信号への無反応問題等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2 0 0 5 年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 地上デジタル放送におけるコピー制御については、機器メーカー、放送事業者、視聴者、流通業者等を交え、検討を行った。(総務省) ・ 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象の拡大の議論・動向を注視した。(法務省) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) ・ 放送受信機器におけるコピー制御のあり方、技術的制限手段回避機器問題等について、機器メーカー、放送事業者等の関係者と検討を行った。(経済産業省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や民間関係団体は、技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大に関する関係省庁における検討に引き続き協力する。	

（政府）

- ・ 地上デジタル放送におけるコピー制御について、引き続き、関係者間で検討を行う。（総務省）
- ・ 関係省庁として、技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象の拡大の議論・動向を引き続き注視するとともに、必要な協議等に応じる。（法務省）
- ・ 2005年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、本項目について検討を進めており、12月に同小委員会として報告書を取りまとめ、2006年1月に著作権分科会名で公表する。（文部科学省）
- ・ 引き続き、放送受信機器におけるコピー制御のあり方等について、上記関係者と検討を行う。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する
政策項目	コンテンツの保護を強化する一方で、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意することが必要であり、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から、著作権法の「権利制限規定」の適当な分野における拡大等について検討を行い、2 0 0 5 年中に結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本書籍出版協会において、図書館団体と権利者団体による「図書館当事者協議会」に参加し、図書館における図書利用に関し、権利者の利益と利用者の利便のバランスに留意し、種々のガイドライン、協定等について検討した。 ・ 民間事業者において、知的財産協会デジタルコンテンツ委員会に参加し、私的使用複製等の権利侵害規定の権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し、公正な利用を促進する観点から議論を行った。 (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) ・ 引き続き上記分科会に協力し、電子情報技術産業協会等の関係者と検討を行っていく。(経済産業省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や民間関係団体は、著作権法の「権利制限規定」の在り方に関する文化審議会著作権分科会における検討に引き続き協力する。 (政府)	

- ・ 2005年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、本項目について検討を進めており、12月に同小委員会として報告書を取りまとめ、2006年1月に著作権分科会名で公表する。(文部科学省)
- ・ 上記小委員会に協力し、電子情報技術産業協会等の関係者と検討を行っていく。(経済産業省)

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 政令等への委任について方向を得る
政策項目	情報技術の進展など社会情勢の変化に機動的に対応し得るよう、法技術的な観点等から著作権法の規定に係る政令等への委任が可能かどうか検討を行い、 2 0 0 7 年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2 0 0 5 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や関係民間団体は、政府における検討に適宜協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 著作権法の表現・用語を整理する
政策項目	実質的内容に変更を加えるか否かとは別にわかりやすい著作権法とするため、条文の表現をより平易化すること、正確化することなど、規定を整理することに関して検討を行い、2007年度までに結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2005年1月に、文化審議会著作権分科会において、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理し、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会や民間関係団体は、著作権法の簡素化に関する文化審議会著作権分科会における検討に引き続き協力する。 (政府) ・ 今後、文化審議会著作権分科会において、優先度に応じて「検討課題」の具体的な検討を進めていく。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 国際的な著作権制度の調和を推進する
政策項目	) デジタル化・ネットワーク化に対応して著作権等を適切に保護するため、現在W I P O で検討が進められている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚的実演に関する条約(仮称)」) の早期採択に向けて、2 0 0 5 年度も引き続き、積極的に議論に貢献する
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> (民間) ・ 日本レコード協会において、著作権分科会国際小委員会に委員を派遣し、放送新条約に関する諸問題に関する議論に参画した。 ・ 民間団体において、文化庁に協力してN P O 法人としてW I P O 一般総会に参加し、「放送機関の保護に関する条約」成立のための外交会議開催に向けて出席国への説明、広報活動に尽力した。 (政府) ・ W I P O 著作権等常設委員会における視聴覚的実演や放送機関に関する新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚的実演に関する条約(仮称)」) の作成に関する議論に、文化審議会著作権分科会国際問題小委員会における議論等も踏まえて積極的に参画した。(総務省) ・ W I P O における視聴覚実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、W I P O の著作権等常設委員会における議論に積極的に参画した。(外務省) ・ W I P O 総会及びW I P O 著作権等常設委員会等において、「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚実演に関する条約(仮称)」に関する議論に積極的に参画した。(文部科学省) <u>2 0 0 5 年度以降</u> (民間)	

- ・ 民間関係団体は、W I P Oで検討が進められている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期締結に向け政府に協力する。

(政府)

- ・ 引き続き、W I P O著作権等常設委員会における視聴覚的実演や放送機関に関する新条約(「放送機関の保護に関する条約(仮称)」及び「視聴覚的実演に関する条約(仮称)」)の作成に関する議論に、文化審議会著作権分科会国際問題小委員会における議論等も踏まえて積極的に参画していく。(総務省)
- ・ W I P Oの著作権等常設委員会における議論に参画する。(外務省)
- ・ 来年の一般総会における「放送機関の保護に関する外交会議の開催決定」を目指して、W I P Oでの議論に積極的に参画する。(文部科学省)

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 国際的な著作権制度の調和を推進する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、アジア諸国を中心に、二国間や自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) の交渉の場など、様々な機会を利用して、1 9 9 6 年に採択された「著作権に関する世界知的所有権機関条約 (W C T) 」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (W P P T) 」への早期加入を働きかける。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 韓国、タイ、マレーシア (韓国は W P P T 、タイ及びマレーシアは W C T 、 W P P T 未加入) とそれぞれ E P A 締結交渉を実施。(外務省) ・ 日中経済パートナーシップ協議、日韓文化交流局長級協議等の政府間著作権協議、アジア諸国との F T A 交渉等を通じて、相手国の W C T 及び W P P T への早期加入を要請した。韓国は 2 0 0 4 年 3 月に W C T に加入した。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、「著作権に関する世界知的所有権機関条約 (W C T) 」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (W P P T) 」への早期加入に向け政府に協力する。 (政府) ・ 引き続き E P A 締結交渉を行う。(外務省) ・ アジア諸国との政府間著作権協議、E P A 交渉等を通じて、W C T 及び W P P T への早期加入を要請する。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (3) 法制度の改革を進める 国際的な著作権制度の調和を推進する
政策項目	) 途上国における著作権制度の普及・整備を支援するため、W I P O などの協力を得て、2 0 0 5 年度も引き続き、途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とした研修やセミナーの開催、著作権制度及び集中管理制度に関する専門家の派遣を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 途上国支援についてW I P O との協力を強化する上での環境整備として、専門機関特権免除条約附属書 XV を締結した。(外務省) ・ アジア・太平洋諸国において、セミナー (スリランカ) 、専門家派遣 (スリランカ) 、著作権及び著作隣接権の保護に関するシンポジウム (インド、中国) 、途上国の政府職員等を対象とした研修 (東京) や出版業界における著作権に関するラウンドテーブル (ベトナム、ミャンマー) 等を開催し、アジア・太平洋諸国における著作権制度の普及・整備の支援を行った。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、途上国における著作権制度の普及・整備を支援するため政府に協力する。 (政府) ・ 我が国におけるW I P O の活動を支援していく。(外務省) ・ 引き続き、研修やセミナー等を開催し、アジア・太平洋諸国における著作権制度の普及・整備の支援を行う。(文部科学省)	

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する
政策項目	一部コンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本書籍出版協会において、他の出版関連団体とも連携し「Stop the 万引き 横浜モデル」に協力した。 ・ 民間事業者において、社内でコンテンツCSR委員会を組成し、差別表現、有害コンテンツを含めたコンテンツの社会的責任に関する社内の意識を高めるための研修会を実施した。 ・ 民間事業者において、外部の非営利法人(コンピュータエンターテインメントレーティング機構(C E R O)) によるレーティング(年齢区分) チェックを受け、未成年のお客様やお子様にゲームソフトを購入される際に、製品中の各種表現等について、事前に確認、判断いただけるようなマークを付して販売した。 (政府) ・ コンピュータソフトウェア倫理機構との意見交換会を実施し、同機構が改訂予定であった倫理規定について説明を求め、改訂の趣旨等を確認した。 ・ 家庭におけるフィルタリングソフトの利用を促進するために、広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察を通じて配布した。 ・ 非行防止教室等を活用し、フィルタリングシステムの利用促進等、少年とその保護者等を対象とした情報モラルの涵養に努めた。 ・ 日本複合カフェ協会が運営ガイドラインを改訂するにあたり、青少年対策等に関し、指導助言を行った。(2005年4月～8月)(警察庁) ・ 2003年度には、映像コンテンツが生体に対して与える影響についての調査研究を行い、2004年3月に報告書を取りまとめ公表した。また、この	

調査研究結果も踏まえつつ、２００３年９月より「映像が生体を与える悪影響を防止する技術」についての研究開発を実施した。（総務省）

- ・ 業界による自主的な取組への要請については、２００４年１０月５日「児童生徒の問題行動対策重点プログラム」を踏まえた取組の推進について業界団体へ文書を発出し、要請を行った。また、関係団体やＮＰＯが実施している子どもをめぐるメディアの実態調査等の支援を行った。（文部科学省）
- ・ 青少年非行問題強調月間において、関係団体に周知を行った。（経済産業省）

２００５年度以降

（民間）

- ・ 民間関係団体等は、政府の支援を得て、コンテンツが青少年や社会に与える影響等について調査するとともに、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を推進する。

（政府）

- ・ 引き続き、青少年がインターネット上の有害情報に触れないための広報啓発を行うとともに、インターネットカフェの実態把握に努めるなど関係業界の自主的な取組みを支援する。（警察庁）
- ・ ２００５年度末の完了を目標に、引き続き「映像が生体を与える悪影響を防止する技術」についての研究開発を実施し、その要素技術を確立することにより、誰もが安心して安全に情報通信を利用できる環境の実現に資する。（総務省）
- ・ 引き続き、業界団体へ自主的措置を要請していくとともに、調査研究等の取組の支援を行う。（文部科学省）
- ・ コンテンツ事業者による自主的な取組みの在り方を検討するための研究会を設置し、２００５年中に報告書を取りまとめる。（経済産業省）

分野	4 . コンテンツ流通大国に向けた改革を進める (4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、青少年の健全育成に資するため、漫画、C D、ゲーム等の万引きを防止するための関係業界による自主的な取組を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > <u>これまでの取組実績</u> (民間) ・ 民間事業者において、万引き (デジタル万引きを含む) を牽制するための告知を、店頭等において行った。 ・ 民間事業者において、「万引き防止横浜モデル協議会」、「東京都万引防止協議会」の活動へ協力した。 ・ 民間事業者において、日本出版インフラセンターの経済産業省「電子タグ実証実験事業」における、万引品の売買防止のためのリサイクルブックストア協議会との協議を行った。 ・ 民間事業者において、日本出版インフラセンターの 2 0 0 4 年度経済産業省「電子タグ実証実験」における、リサイクルブックストア協議会の、不正流通書籍の換金防止のための I C タグ実験 (5 月) に協力した。 ・ 民間事業者において、自主的な防止策として店内数ヶ所への監視カメラの取付、出入口に防犯センサーの設置、業界また警察署作製の防犯啓蒙ポスターの掲出を実施した。 (政府) ・ 都道府県警察において、万引きの検挙状況等をふまえ、中学生に対し、万引きに関するアンケートの実施結果をとりまとめたパンフレットを作成し、都道府県内の関係機関、事業者等へ配布した。 ・ 都道府県警察において、万引き防止を目的としたシンポジウムや連絡会議等を開催し、都道府県内の関係機関、事業者等と情報交換、意見交換を行った。 ・ 関係業界に対し、万引き現状に関する情報を提供し自主防犯対策の一層の推進を働きかけたほか、書店における万引きの被害品である書籍を、古物商たるいわゆる新古書店が買い取っていることが万引きを助長しているとの指摘があることから、その実態を把握するため、万引きの被害に係る書籍等の処分状況等に関する調査を実施した。(警察庁)	

2005年度以降

(民間)

- ・ 日本書店商業組合連合会はじめ民間関係団体・事業者は、政府・地方自治体の支援を受けつつ、万引きを防止するための自主的な取組を引き続き推進する。

(政府)

- ・ 引き続き、万引きや少年非行の実態等の情報提供を行うなどして、万引きを防止するための関係業界による自主的な取組みを支援する。
- ・ 全国万引犯罪防止機構等の関係団体と情報交換等を行い、その自主的な取組を支援する。(警察庁)

分野	5．海外展開を拡大する (1) J E T R O、N E X I等を通じた海外展開を支援する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援等を行うことにより、コンテンツ産業の海外市場への進出を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本映画製作者連盟において、コンテンツ海外流通促進機構 (C O D A) に参加し、アジア地域を中心に海賊版の蔓延に対する対応として、C O D A の「C」マーク事業の推進に努めるとともに、P R と利用者の拡大に努め、著作権侵害だけでなく、商標権侵害による摘発を行えるよう努力した。 ・ 日本映像ソフト協会において、C O D A (コンテンツ海外流通促進機構) に加わり、その代表者を出し、また、企画委員会団体としても活動している。 ・ 日本レコード協会において、「アジア音楽市場拡大委員会」を設置し、日本音楽のアジア地域へのライセンス促進のための活動を開始した。そして、2 0 0 5 年 3 月には上海で開催された「中国国際電子音像博覧会」に日本ブースを出展し、日本音楽の P R に努めた。 ・ 日本レコード協会において、アジア地域、特に中国へのライセンス促進を図るため、様々な課題 (障壁) 解決のための検討を行い、国家版權局等関係諸官庁等への要請を行った。 ・ 民間事業者において、東京国際映画祭 アジア・パシフィック・エンタテインメント・マーケットに出展した。 (政府) ・ 放送番組の国際流通状況の現状や課題についての検討を行った。(総務省) ・ 国際交流基金を通じ、海外の日本映画祭や国際映画祭 (2 0 0 5 年ヴェネチア国際映画祭等) における日本映画上映事業に対し、国際交流基金本部・在外フィルムライブラリー所蔵の字幕つきフィルムの提供などを行うことにより、映像を介した対日理解の促進を図った。 ・ 2 0 0 4 年のトロント国際映画祭などにおいて、国際交流基金を通じ、J E T R O 等と協力して日本映画等の情報提供を行った。(外務省)	

- ・ 海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援した。また、我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供した。（文部科学省）
- ・ 2004年及び2005年の5月にはカンヌ国際映画祭見本市をはじめとした国際見本市への出展支援を実施するとともに、2004年10月の東京国際映画祭に併せてコンテンツ国際取引マーケット実施。（経済産業省）

2005年度以降

（民間）

- ・ 民間関係団体・事業者は政府の支援を得つつ、積極的にわが国のコンテンツを海外でアピールし、海外進出を行う。

（政府）

- ・ 引き続き放送番組の国際流通状況の現状や課題についての検討を行うとともに、関係者への情報提供を行う。（総務省）
- ・ 同様の施策を引き続き実施し、映像を介した対日理解の促進を図る。（外務省）
- ・ 引き続き、海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援する。また、我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。（文部科学省）
- ・ 引き続き10月の東京国際映画祭に併せてコンテンツ国際取引マーケット（TIFFCOM）実施した。（経済産業省）

分野	5．海外展開を拡大する (1) JETRO、NEXI等を通じた海外展開を支援する
政策項目	2005年度も引き続き、JETROによる海外市場調査など公的機関の情報収集機能を強化するとともに、映画、放送番組、アニメ、音楽、ゲームソフト、出版物等のコンテンツ関連企業が海外進出する上で留意すべき事項(判例や規制等)をまとめたハンドブックを作成するなど、必要な情報提供を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - デジタルコンテンツ協会において、中国において日本製コンテンツが侵害された場合にどのような紛争解決手段をとることができるかについて検討し、報告書「中国における日本製コンテンツ侵害問題とその紛争解決のあり方に関する調査研究」をとりまとめ、積極的に広報した。 (政府) - 放送番組の国際流通状況の現状や課題についての検討を行った。(総務省) - 国際交流基金を通じ、毎年4月に日本の書籍を海外で出版する場合にも役立つガイドブック「Practical Guide to Publishing in Japan」(出版文化国際交流会と共同作成)を発行し、出版関係者の活動の一助となった。(外務省) - 著作権関係団体等と連携・協力し、権利者が侵害発生国・地域(台湾・中国)で実際に権利行使を行う際に役立つ即戦力とするためのマニュアルを作成、配布し、権利者の侵害発生国における権利行使の促進を図った。(文部科学省) 2004年度からアジア地域における海賊版対策事業として、JETRO北京、上海センターに海賊版対策専門家を派遣し、海賊版に係る情報収集、企業相談等を実施した。(経済産業省) 2005年度以降 (民間)	

- ・ 映像産業振興機構は、わが国コンテンツの海外展開促進に向けた調査を行う。
- ・ デジタルコンテンツ協会は、「中国における日本製コンテンツ侵害問題とその紛争解決のあり方に関する調査研究」の成果を、コンテンツ産業に向けて積極的に広報する。

（政府）

- ・ 引き続き放送番組の国際流通状況の現状や課題についての検討を行うとともに、関係者への情報提供を行う。（総務省）
- ・ 引き続き「Practical Guide to Publishing in Japan」の発行を行い、日本書籍の海外出版を支援する。（外務省）
- ・ 他の侵害発生国（韓国）について、同様のマニュアルを作成する。また、作成したマニュアルに基づき、国内外で日本企業向けのセミナーを実施する。（文部科学省）
- ・ 引き続きアジア地域における海賊版対策事業として、JETRO北京、上海センターに海賊版対策専門家を派遣し、海賊版に係る情報収集、企業相談等を実施する。（経済産業省）

分野	5．海外展開を拡大する (1) JETRO、NEXI等を通じた海外展開を支援する
政策項目	海外においてコンテンツビジネスを展開するためには、知的財産に関する保険の充実が不可欠である。このため、2005年度も引き続き、海外でのライセンス活動についてのリスクを補填する、NEXIの「知的財産権等ライセンス保険」の利用を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - デジタルコンテンツ協会において、NEXIの「知的財産権等ライセンス保険」の利用促進の一助となるため、2005年5月1日発行の「貿易保険」に寄稿し、同制度を積極的に広報した。 (政府) 2003年～2005年度上半期においては、「知的財産権等ライセンス保険」の利用を促進した結果、保険引受(保険契約ベース41件)を実施した。 (経済産業省) 2005年度以降 (民間) - デジタルコンテンツ協会ははじめ民間関係団体は引き続き、海外でのライセンス活動についてリスクを補填するNEXIの「知的財産権等ライセンス保険」の利用促進のため、関係者に周知する。 (政府) 2005年度下半期以降においても、引き続き「知的財産権等ライセンス保険」の利用を促進する。(経済産業省)	

分野	５．海外展開を拡大する （２）東京国際映画祭の抜本的な強化を進める
政策項目	東京国際映画祭が３大国際映画祭に比肩する高い国際評価を得ることができるよう、２００５年度も引き続き、映画祭にマーケット機能を付与してその場での商取引を可能にすることを支援するとともに、開催時期に合わせ地域映画の上映やシンポジウムなど映画関連の各種イベントを集中して実施することを支援するほか、ゲーム、音楽その他のコンテンツ関連イベントも併せて開催することを支援することで、東京国際映画祭の抜本的な強化を進める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） ・ 日本経済団体連合会において、第１７回東京国際映画祭を後援した。 ・ 日本映画製作者連盟において、第１７回東京国際映画祭で、国の支援により東京国際フィルム＆コンテンツマーケット２００４～フィルム＆ＴＶプログラム～の実施に協力した。 ・ 民間事業者において、第１７回東京国際映画祭東京国際エンタテインメントマーケット２００４に出展した。 ・ 民間事業者において、東京国際エンタテインメントマーケット２００４にて、新規アニメーションの記者発表を会場ステージで行った。また、自社コンテンツの商品展開、グループ会社の展開なども実例を交えてプレゼンテーションを行った。 （政府） ・ 東京国際映画祭に対する財政支援を行ったほか、開催期間に合わせて地域映画の特集上映や文化庁映画賞贈呈式等の文化庁主催の映画関係事業を実施した。（文部科学省） ・ 第１７回東京国際映画祭において、東京国際フィルム＆コンテンツマーケット２００４～フィルム＆ＴＶプログラム～を実施し、映画及びＴＶ番組を中心としたビジネスマーケットの機能を付与するとともに、東京国際エンタテインメントマーケット２００４を財政支援し、出版、キャラクターグッズ、ゲームなどのビジネスマーケット機能を付与した。（経済産業省）	

2005年度以降

（民間）

- ・ 日本経済団体連合会、映像産業振興機構は、東京国際映画祭を後援するほか、関連イベントへの支援などを積極的に行う。
- ・ 民間事業者は関連イベントに積極的に参加する。

（政府）

- ・ 東京国際映画祭に対する財政支援を行うほか、開催期間に合わせてシンポジウムや文化庁映画賞贈呈式等の文化庁主催の映画関係事業を実施する。（文部科学省）
- ・ 2005年10月に開催された第18回東京国際映画祭期間中に、昨年度の「東京フィルム&コンテンツマーケット」と「東京国際エンタテインメントマーケット2004」を統合し、コンテンツ産業振興の「軸」となるコンテンツマーケットであるTIFFCOM2005を主催し、海外のセラー、バイヤーを招聘し、商談を促進することで、我が国コンテンツの海外展開を支援した。（経済産業省）

分野	5 . 海外展開を拡大する (3) 世界への発信を強化する
政策項目	) 2 0 0 5 年度も引き続き、我が国において海外映画制作が行われることによる経済波及効果や国際マーケットへの進出の観点から、国際ルールの範囲内で、民間団体による海外諸国の団体との合作協定や交流促進協定(相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等) 締結、創作者等の国際交流などを支援するとともに、国際共同制作を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本映像国際振興協会 (ユニジャパン) が、東京国際映像文化振興会 (東京国際映画祭) と日本映画海外普及協会を統合して発足し、フランス国立映画センター (CNC) との間で映画協力覚書を締結した。 (政府) ・ 2 0 0 4 年の東京国際映画祭開催時に、国際交流基金を通じ東南アジアの映画関係者をグループ招聘し、映画祭の視察やシンポジウムへの参加、日本映画関係者との交流を促進した。(外務省) ・ 海外映画祭への出品等支援や海外のメディア芸術祭への参加等の支援、新進芸術家の海外留学の支援などを通じて、国際交流を推進しているところである。(文部科学省) ・ 仏国の CNC (国立映画センター) と日本映像国際振興協会 (ユニジャパン) における映画専門家の交流等の促進を目的とした協力覚書の締結 (2 0 0 5 年 5 月) を支援した。(経済産業省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構は、海外諸国との合作協定や交流促進協定の締結を積極的に支援するほか、政府の支援のもと、共同制作に向けた企画マーケットを開催する。	

（政府）

- ・ 引き続き、日本映像国際振興協会（ユニジャパン）と海外諸国の団体とが締結する協定等に係る調整等を行う。（外務省）
- ・ 引き続き、海外映画祭への出品等支援や海外のメディア芸術祭への参加等の支援、新進芸術家の海外留学の支援などを通じて、国際交流を推進する。（文部科学省）
- ・ 海外との共同制作を促進するため、海外の共同制作に対する助成制度等を調査するとともに、国内外における見本市等において我が国コンテンツの積極PR活動を実施し、共同制作の基盤整備を図る。（経済産業省）

分野	5 . 海外展開を拡大する (3) 世界への発信を強化する
政策項目	)我が国のコンテンツをいかして国家イメージを向上させるため効果の高い、国際交流基金、ODA等を通じたアニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信支援について、2005年度も引き続き推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 国際交流基金、ODA等を通じて、我が国の国家イメージを向上させるために効果の高い教育番組など我が国コンテンツの海外発信支援を推進した。 (総務省) ・ 在外公館による日本映画上映会を含む伝統・現代日本文化紹介事業の実施。 ・ 海外におけるアニメ・フェスティバル、国際映画祭に対する側面支援。 ・ 文化無償資金協力による海外のテレビ局に対するテレビ番組の提供。 ・ 国際交流基金を通じて、我が国の伝統文化、ポップカルチャー、アニメ、テレビ番組、映画等を様々な方法で発信しながら、親日感の醸成に効果の高い事業を実施。 ・ Web Japanホームページ、印刷物及び映像による広報資料、在外公館における各種広報事業を通じて、日本事情についての広報の一環として、映画、音楽、アニメ等のコンテンツを海外に紹介。(外務省) ・ 海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援する。また、我が国のすぐれたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供した。(文部科学省) ・ 日本コンテンツの情報発信の核として、東京国際映画祭においてコンテンツ国際取引マーケットを開催。加えてカンヌ国際映画祭をはじめとした国際見本市への出展支援を図り、日本コンテンツの積極的情報発信を行い、日本ブランドの発信強化を図った。(経済産業省) 2005年度以降 (民間)	

- ・ 民間関係団体・事業者は政府の支援を得つつ、我が国コンテンツの海外発信を推進する。

（政府）

- ・ 引き続き我が国コンテンツの海外発信支援を推進する。（総務省）
- ・ 同様の事業を引き続き積極的に実施していく。（外務省）
- ・ 引き続き、海外映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、外国語字幕の制作や製作者の渡航費等に係る経費の負担を通じて出品等を支援する。また、我が国のすぐれたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。（文部科学省）
- ・ 引き続き、コンテンツ国際取引マーケットを開催するとともに、海外見本市への出展支援等を実施し、我が国コンテンツの世界発信を通じた日本ブランドの発信強化を図る。（経済産業省）

分野	5 . 海外展開を拡大する (4) アジアとの連携を強化する
政策項目	)アジア全体のコンテンツ制作・流通のハブとなることを目指し、アジア各国のコンテンツ産業のトップを集めた「アジアコンテンツ産業セミナー」を2005年度に開催する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ デジタルコンテンツ協会において、経済産業省が2005年度に実施する「アジア・コンテンツ産業セミナー」の基礎となる情報を収集すべくコンテンツ産業動向調査を実施した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、日本、台湾、韓国におけるデジタルコンテンツ産業フォーラムを開催し、政府間、産業間の交流及び戦略的協力関係を結び共同発展を促進させるよう努めた。 ・ 民間事業者において、第1回及び第2回東南アジア・ミュージックマーケットに参加するとともに、TIFFCOM2004及び2005、日中韓文化コンテンツ産業フォーラム2004並びに2005等に積極的に参加した。 ・ 民間事業者において、上海・インターネット総合展示会に参加した。また中国本土へ音楽作品のライセンスが実行された。 ・ 民間事業者において、「アジア地域におけるコンテンツ海外展開事業化調査事業」に関する提案書を提出。 (政府) ・ 2005年度には、コンテンツビジネスアジア連携研究会を開催し、アジア・コンテンツ産業セミナーにおける議事等について議論を深めた。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会、デジタルコンテンツ協会はじめ民間関係団体・事業者はアジア・コンテンツ産業セミナーの開催に協力する。 (政府)	

- ・ 今後必要に応じ、関係省庁等の取組に対し、協力をする。（外務省）
- ・ １０月にＡＳＥＡＮ＋インド、中国、韓国及び日本の１４カ国の専門家及び閣僚級によるアジア・コンテンツ産業セミナーを実施した。また、アジア・コンテンツ産業セミナー閣僚会合での合意事項について、その実行を図る。（経済産業省）

分野	5．海外展開を拡大する (4) アジアとの連携を強化する
政策項目	）アジアにおける信頼できるライセンスづくりを目指し、2005年度にライセンス研修事業等を実施する。また、アジアとの戦略的な連携・協業を図り、更なる国際展開を促進することを目的に、「アジアコンテンツビジネス研究会」を開催し、アジアをリードする高クリエイティブ性の維持・拡大を目指し、多種多様な作品を多種多様な形態で流通するビジネスモデルの構築を促進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、産業問題委員会エンターテインメント・コンテンツ産業部会依田巽部会長がコンテンツビジネスアジア連携研究会の座長として協力した。 ・ 映像産業振興機構において、経済産業省が主催するコンテンツビジネスアジア連携研究会にオブザーバーとして出席した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、信頼できるライセンス、ビジネス・パートナーをアジアにおいて育成するために、デジタルシネマ、アニメーション等のコンテンツ分野において中国及び韓国のコンテンツ事業者を招聘し、ライセンスビジネス研修を実施した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、マンガ産業分野において韓国のコンテンツ専門家を日本に招き、ライセンスビジネス研修を実施した。海外技術者研修協会のスキームにより、ゲーム産業分野の中国の専門家を招聘しライセンスビジネス研修を実施した。 ・ デジタルコンテンツ協会において、経済産業省が主催する「コンテンツビジネスアジア連携研究会」の事務局として同研究会の運営を行った。 ・ 民間事業者において、C A S B A A (Cable & Satellite Broadcasting Association. of Asia) 等から情報を収集した。 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会、映像産業振興機構、デジタルコンテンツ協会、民間事業者はコンテンツビジネスアジア連携研究会に協力する。	

（政府）

- ・ 2005年5月よりコンテンツビジネスアジア連携研究会を開催し、8月にアジアにおけるコンテンツの連携の在り方について取りまとめた。（経済産業省）

分野	6．ライブエンターテインメントを振興する (1) 業界の近代化・合理化を支援する
政策項目	コンテンツの重要な一部分であるライブエンターテインメントについては、業界の近代化・合理化に向け、2005年度中に、出演契約書のひな型の作成や舞台出演契約締結の徹底など、業界の自主的取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ コンテンツ制作者と流通事業者間の契約形態の実態把握について、経済産業省の取組に協力する。(文部科学省) ・ 業界関係者との意見交換を実施した。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、出演契約書のひな型の作成や舞台出演契約締結の徹底に取り組む。 (政府) ・ 必要に応じ、関係団体等の取組に適切に協力する。(文部科学省、経済産業省)	

分野	6．ライブエンターテインメントを振興する (2) 集積化に向けた取組を奨励する
政策項目	目の前で展開する本物志向の魅力を備えたライブエンターテインメントを集中的に国民が楽しむことができるよう、特定地域へのホール・劇場・映画館等の集積化などに向けた関係者の自主的な取組を2005年度から奨励、支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、ライブエンターテインメント産業の振興に向けた課題を整理し、報告書に取りまとめた。 (政府) ・ 映画配給者と上映事業者間の仲介システムを利用した上映会を開催するとともに、PR活動を実施し、ライブエンターテインメントの魅力の浸透を図った。(経済産業省) ・ ライブエンターテインメントを活用した観光振興に係る地域の自主的な取組(情報発信等)に対し、2005年度新たに創設した「観光ルネサンス事業」等により支援。(国土交通省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会は、集積化の具体化に向けた関係者間の協議を進める。 (政府) ・ 取組の内容を踏まえ、協力の可能性について検討する。(文部科学省) ・ 関係者の自主的な取組を奨励する。(経済産業省) ・ 上記取組を引き続き推進。(国土交通省)	

分野	6．ライブエンターテインメントを振興する (3) 観光との連携を進める
政策項目	観光振興や地域の活性化につながるといったライブエンターテインメントの特性を活かし、地域・観光情報を含めたライブエンターテインメントのシアターカレンダーの作成等、観光との連携に関する関係者の自主的な取組を2005年度から奨励、支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会は、ライブエンターテインメント産業の振興に向けた課題を整理し、報告書に取りまとめた。また、観光産業の振興に関する提言をとりまとめ、ライブエンターテインメントとの連携の重要性を指摘した。 ・ 民間事業者において、東京都のシティーセールスに参加。アニメを通じて、東京の魅力を訴えることに協力。 (政府) ・ 地域ブランドに着目したデジタルコンテンツをアーカイブ化し、当該アーカイブがインフラとなるビジネスモデルの在り方について検討し、必要に応じて地方の関係団体、民間事業者と意見交換を実施した。(経済産業省) ・ ライブエンターテインメントを活用した観光振興に係る地域の自主的な取組(情報発信等)に対し、2005年度新たに創設した「観光ルネサンス事業」等により支援。(国土交通省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本経済団体連合会は、観光との連携の具体化に向けた関係者間の協議を進める。 (政府) ・ 必要に応じ、関係省庁の取組に協力するとともに、関係者からの相談等があった場合には適切に対応する。(文部科学省)	

- ・ 地域における伝統・文化デジタルアーカイブの拡充をはかり、その利活用を促進するため、ポータルサイトを構築したり、新たなビジネスモデルの検証、実証実験を行う。また地域文化映像等のデジタルシネマ配信を通じ、観光振興や地域の活性化につなげられるようビジネスモデルの検証、実証実験を行う。（経済産業省）
- ・ 上記取組を引き続き推進。（国土交通省）

分野	6．ライブエンターテインメントを振興する (4) 実演家の活動環境を整備する
政策項目	2005年度も引き続き、プロダクション等に所属しない実演家等が、安全で安心して活動に取り組めるよう、実演家等の事故災害補償の在り方や労働契約によらない場合の出演契約の書面化の促進について検討した上、必要に応じ所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 関係団体・関係省庁と連携し、出演契約の書面化の促進等についての検討に協力した。(文部科学省、厚生労働省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本芸能実演家団体協議会等の民間関係団体は、実演家等が安全で安心して活動に取り組めるよう環境の整備に向けた取組を引き続き行う。 (政府) ・ 引き続き、関係団体による検討に協力する。(文部科学省、厚生労働省)	

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (1) コンテンツのアーカイブ化を促進する
政策項目	日本の漫画やアニメ等の貴重な資料、写真の散逸を防ぐとともに、海外からの視察者等への一元的な情報提供の場を確保する観点から、2005年度も引き続き、漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域や民間等における取組に積極的に協力するとともに、それらの取組を奨励する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 民間事業者において、自社作品のデータベース作りを推進し、アニメ業界のデータベース作りに協力した。 ・ 民間事業者において、自社が著作権を有する写真(ポジフィルム)のデータ化。2004年度末時点でトータル約20万点が整理済み。 ・ 民間事業者において、通信社から配信写真(報道と人物の写真)を購入(使用権)し、それらを分類整理した。 (政府) ・ 関係団体から相談等があった場合には、適切に協力した。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 日本動画協会をはじめとする関係団体は、漫画やアニメ関係資料の収集保存に努める。 (政府) ・ 「京都国際マンガミュージアム(仮称)」等の先進的な取組や漫画・アニメ等の関係団体における取組に対して適切に協力する。(文部科学省)	

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (2) フィルムセンターの充実を図る
政策項目	映像コンテンツ制作の環境整備を一層促進するため、フィルムセンターにおける映像コンテンツの保存機能、普及や上映機能の充実を図るとともに、東京国立近代美術館フィルムセンターの独立機関化の円滑な実現に向け、2006年度中に取組を進める。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集・保存等の事業を実施した。 ・ フィルムセンターの機能の一層の充実策などについては、「フィルムセンターの在り方に関する検討会」において報告を取りまとめた。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構において、東京国立近代美術館フィルムセンターとの実効性ある連携を検討する。 (政府) ・ 本報告を踏まえ、引き続き適切に取り組む。 ・ 引き続き、東京国立近代美術館フィルムセンター事業を実施。(文部科学省)	

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (3) 放送番組センターの充実を図る
政策項目	放送番組センターによる放送番組の収集・保存機能、展示機能等の充実を図るため、関係者の意見を踏まえつつ、2005年度中に検討を行い、結論を得る。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) - 放送番組センターによる放送番組の収集・保存等のあり方について、学識経験者、放送事業者等の関係者間にて検討を実施した。(総務省) 2005年度以降 (民間) - 民間関係団体は、放送番組センターとの実効性ある連携を検討する。 (政府) - 引き続き、学識経験者、放送事業者等の関係者による検討を行い、放送番組センターにおける放送番組の収集・保存等のあり方について意見を集約する。(総務省)	

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (4) 文化遺産を公開し、活用する
政策項目	2005年度も引き続き、文化遺産のオンライン構想を推進することにより、情報通信技術を活用して有形及び無形の貴重な文化遺産を幅広く公開や活用ができるよう、所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2003年から2か年、博物館・美術館が保有する文化遺産のデジタルコンテンツについて、ネットワーク上で一元的に検索・閲覧・利活用等を行うためのメタデータの統一性の確保を図ること等を目的とした実証実験を行った。 ・ 2005年度上期において、実証実験成果を公開するとともに、今後の文化遺産デジタルコンテンツの利活用拡大に向けた議論を中心としたシンポジウムを開催した。(総務省) ・ 2004年4月に「文化遺産オンライン(試行版)の公開に向けて - 今後推進すべき事項と当面進める施策 -」を発表すると同時に、文化遺産オンライン(試行版)の一般公開を開始し、問題点の整理を行った。(文部科学省) 2005年度以降 (民間) ・ 民間事業者は適宜政府の活動に協力する。 (政府) ・ 引き続き、上記実証実験の成果について周知・普及を図り、博物館及び美術館における実用化の取組に資する。(総務省) ・ 引き続き、「文化遺産オンライン」の問題点等について検討し、改善を行いつつ、コンテンツの増加を目指す。また、2005年度中に文化遺産オンライン英語試行版を公開する。(文部科学省)	

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (5) 歴史的公文書を保存・公開し、活用する
政策項目	歴史的公文書の公文書館への移管を促進し、そのデジタルアーカイブ化等を推進するとともに、2005年度から、歴史的公文書の散逸防止等に向けた現用公文書の集中管理に係る取組の検討及び電子媒体により作成された公文書等の管理・移管・保存の在り方の検討を開始するなど、貴重な歴史的公文書が幅広く保存・公開され、国民が活用できるよう、所要の措置を講ずる。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 国立公文書館への歴史的公文書の移管基準の明確化、収集対象の拡大等については、各府省庁官房長等申合せ及び各府省庁文書課長等申合せの改正を各府省庁で合意(2005年6月)。新たな移管基準に基づき、2005年度歴史資料として重要な公文書等の移管手続きを開始。 ・ 歴史的公文書の散逸防止等に向けた現用公文書の集中管理に係る取組の検討については、「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会」を開催し、我が国に相応しい中間書庫システムの在り方について更なる検討を開始。 ・ 電子媒体による公文書等の管理・移管・保存の在り方の検討については、「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存に関する研究会」を開催し、我が国に相応しい公文書等の電子化への対応の在り方について更なる検討を開始。(内閣府) 2005年度以降 (政府) ・ 国立公文書館への歴史的公文書の移管基準の明確化、収集対象の拡大等については、各府省庁官房長等申合せ及び各府省庁文書課長等申合せの改正を各府省庁で合意(2005年6月)。新たな移管基準に基づき、2005年度歴史資料として重要な公文書等の移管手続きを開始。 ・ 歴史的公文書の散逸防止等に向けた現用公文書の集中管理に係る取組の検討については、「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会」を開催し、我が国に相応しい中間書庫システムの在り方について更なる検討を開始。 ・ 電子媒体による公文書等の管理・移管・保存の在り方の検討については、「電	

子媒体による公文書等の管理・移管・保存に関する研究会」を開催し、我が国に相応しい公文書等の電子化への対応の在り方について更なる検討を開始。（内閣府）

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (6) 地域におけるデジタルアーカイブの拡充やネットワークの利活用を推進する
政策項目	地域における伝統・文化デジタルアーカイブの拡充やネットワークの利活用を推進するため、2005年度も引き続き、地域におけるデジタルコンテンツの制作や流通等の促進方策について検討し結論を得るとともに、地域におけるデジタルコンテンツに係る取組への顕彰活動を支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 2003年から2か年、地域における文化遺産のデジタルコンテンツについて、ネットワーク上で一元的に検索・閲覧・利活用等を行うためのメタデータの統一性の確保を図ること等を目的とした実証実験を行った。 ・ 2005年度上期において、実証実験成果を公開するとともに、今後の文化遺産デジタルコンテンツの利活用拡大に向けた議論を中心としたシンポジウムを開催した。 ・ デジタルメディア協会において、「リージョナル賞」を設け地域に根ざした優れたコンテンツを表彰しているデジタルコンテンツオブジイヤー / AMDアワードを開催した。(総務省) ・ 2004年度より全国の博物館・美術館等における収蔵品デジタル・アーカイブ化に関する調査・研究を実施。(文部科学省) ・ 地域ブランドに着目したデジタルコンテンツをアーカイブ化し、当該アーカイブがインフラとなるビジネスモデルの在り方について検討し、必要に応じて地方の関係団体、民間事業者と意見交換を実施した。また地域におけるコンテンツ表彰制度について、関係者等にヒアリングを実施した。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、地域におけるデジタルコンテンツの制作や流通等の促進方策に関する関係省庁における検討に引き続き協力する。 ・ デジタルコンテンツ協会は、これまでの高精細映像による地域アーカイブ制	

作支援等の実績を踏まえて、デジタルアーカイブ化及びその利活用を引き続き推進する。

- ・ 民間事業者は、地域に根ざした企画を発掘し、優れたコンテンツを制作するように努める。
- ・ デジタルメディア協会において、引き続き、「リージョナル賞」を設け地域に根ざした優れたコンテンツを表彰しているデジタルコンテンツオブジイヤー / AMD アワードを開催する。

(政府)

- ・ 引き続き、上記実証実験の成果について周知・普及を図り、地域における実用化の取組に資する。また、地域に根ざした優れたコンテンツを表彰しているデジタルメディア協会主催のデジタルコンテンツオブジイヤー / AMD アワードを後援する。(総務省)
- ・ 2004 年度及び 2005 年度の調査・研究を通じてデジタル・アーカイブ化の問題点を整理・検討する。(文部科学省)
- ・ 地域における伝統・文化デジタルアーカイブの拡充をはかり、その利活用を促進するため、ポータルサイトを構築したり、新たなビジネスモデルの検証、実証実験を行う。(経済産業省)

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (7) デジタル情報のアーカイブ化を促進する
政策項目	2005年度も引き続き、ホームページなどウェブ情報として存在する、散逸しやすい有用なデジタル情報のアーカイブ化や、その情報の利活用を促進するための技術や仕組みの構築及び実証を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) - 様々な主体によるウェブ情報のアーカイブ化とその横断的な利活用を可能とすることを目的として、収集・保存のためのメタデータの確立や、アーカイブ間の連携・横断検索のための技術の実証等を行った。(総務省) 2005年度以降 (民間) - 民間関係団体・事業者は、デジタル情報のアーカイブ化に向けた政府の取組に協力する。 (政府) - 引き続き、様々な主体によるウェブ情報のアーカイブ化とその横断的な利活用を可能とすることを目的として、収集・保存のためのメタデータの確立や、アーカイブ間の連携・横断検索のための技術の実証等を行う。(総務省)	

分野	7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (8) コンテンツ制作の現場スタッフの技術の保存を奨励・支援する
政策項目	継承が困難となりつつある映画、アニメ等の現場スタッフの技術について、2005年度から、伝承・体系的な保存に取り組む大学等の関係者の自主的な取組を奨励、支援する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 「映画関係団体等の人材育成事業の支援」を実施し、映画制作を志す学生に、映画関係団体等が学校や製作現場と連携して実践の場を提供する人材育成事業に対して支援を行い、映画製作の各過程を担う専門性の高い職能人材の育成を図った。 ・ また、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施した。(文部科学省) ・ 関係者との意見交換を実施。(経済産業省) 2005年度以降 (民間) ・ 映像産業振興機構は、映画、アニメ等の現場スタッフの技術について、伝承・体系的な保存に取り組む大学等の関係者の取組を支援する。 (政府) ・ 引き続き、「映画関係団体等の人材育成事業の支援」を実施し、映画制作を志す学生に、映画関係団体等が学校や製作現場と連携して実践の場を提供する人材育成事業に対して支援を行い、映画製作の各過程を担う専門性の高い職能人材の育成を図る。 ・ 引き続き、優れた我が国の映画及び映画界に功労のあった者を顕彰する「文化庁映画賞」を実施する。(文部科学省) ・ 必要に応じ、関係省庁と連携して、所要の措置を講じる。(経済産業省)	

分野	7 . コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する (9) デジタルアーカイブ化のための研究開発を行う
政策項目	2 0 0 5 年度も引き続き、教育、文化や芸術分野における知的資産の電子的な保存や活用など、デジタルアーカイブ化に必要なソフトウェア技術基盤の構築のための研究開発を実施する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (政府) ・ 「知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築」事業において、ソフトウェア技術基盤構築のための研究開発を実施し、研究代表者や外部有識者等から構成される実施委員会において、各課題の進捗管理と研究開発のレビューを行った。(文部科学省) 2 0 0 5 年度以降 (民間) ・ 民間関係団体は、デジタルアーカイブ化に関する検討を推進する。デジタルコンテンツ協会は、これまでの高精細映像による地域アーカイブ制作への支援等の実績を踏まえて、デジタルアーカイブ化及びその利活用を推進する。 (政府) ・ 引き続き研究開発を実施し、実施委員会での進捗管理とレビューを行うとともに、成果発表のためのシンポジウムを開催予定。(文部科学省)	

分野	8 . 改革のロードマップを実現する
政策項目	2006年度末までの「集中改革期間」における改革を実効あるものとするため、関係府省の取組の促進を図るとともに、目標の達成状況について毎年度点検を行い、「コンテンツビジネス改革のロードマップ」の改訂を行う。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 （民間） ・ 日本経済団体連合会において、関係団体・事業者の協力を得て、コンテンツビジネス改革のロードマップの民間の取組のとりまとめを行った。 （政府） ・ 知的財産推進計画2004のフォローアップを行い、関係府省の取組の促進を図り、2004年12月に、「コンテンツビジネス改革のロードマップ」を策定した。（内閣官房） 2005年度以降 （民間） ・ 日本経済団体連合会や民間関係団体・事業者は、コンテンツビジネス改革のロードマップ改訂に協力する。 （政府） ・ 知的財産推進計画2005のフォローアップを行い、関係府省の取組の促進を図るとともに、「コンテンツビジネス改革のロードマップ」を改訂した「コンテンツビジネス改革のロードマップ2005」を策定した。（内閣官房）	

分野	９．コンテンツ促進法を的確に運用する (１)コンテンツの創造、保護及び活用を促進する
政策項目	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関して基本理念や施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項等を定めたコンテンツ促進法が２００４年６月に施行され、国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の取組が加速化されたところであるが、２００５年度も引き続き、関係者全体が同法を的確に運用し、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に寄与する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) ・ 日本経済団体連合会において、エンターテインメント・コンテンツ産業部会を中心にコンテンツ産業の振興方策について検討を行った。 ・ 日本経済団体連合会において、知的財産推進計画２００５の策定に向け提言をとりまとめ、政府与党関係方面にその実現を働きかけた。 ２００５年度以降 (民間) ・ 民間関係団体、民間事業者はコンテンツ促進法の趣旨に踏まえ、コンテンツ産業の振興に向けて取り組むとともに、さらなる課題の整理と必要な措置について政府に対して積極的に提言を行う。 (政府) ・ 引き続き、コンテンツ促進法を的確に運用する。(関係府省)	

分野	９．コンテンツ促進法を的確に運用する (２)「コンテンツ版バイ・ドール制度」の積極的な利用を促進する
政策項目	コンテンツ促進法第２５条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、２００５年度も引き続き、同制度の積極的な利用を推進する。
< 取組・施策の内容及び実施予定 > これまでの取組実績 (民間) - デジタルコンテンツ協会において、「コンテンツ版バイ・ドール制度」の趣旨を一般に広報するため、セミナーを開催し、その記録をホームページに掲載し、産業界からの問合せに対応した。 (政府) 「コンテンツ版バイ・ドール制度」の周知を進め、各省庁における取組状況の調査を行った。(内閣官房) ２００４年度には、「コンテンツ版バイ・ドール制度」を適用した契約が、人材育成支援事業テキスト、海外展開モデル事業関連パンフレット等合計１２件に上った。(関係府省) ２００５年度以降 (民間) - 民間関係団体、民間事業者は「コンテンツ版バイ・ドール制度」の活用のほか、法の趣旨を踏まえ、コンテンツ産業の振興に向けて取り組む。 (政府) - 引き続き、各省庁における取組状況の定期的な調査等を行い、「コンテンツ版バイ・ドール制度」の積極的な利用を促進する。(内閣官房) - 引き続き、「コンテンツ版バイ・ドール制度」の積極的な利用に取り組む(関係府省)	